

# 近江湖東における宮座の組織と儀礼

——滋賀県愛知郡愛東町青山の事例——

上野 和男

## 一、問題

二、宮座組織の構造

三、宮座祭祀の儀礼

四、宮座と村落社会構造

五、結語

〔資料〕一、昭和五三年日吉神社年中行事

二、宮之行事（昭和一五年～昭和一八年）

三、昭和五四年度帳簿精算帳

## 一、問題

本稿は一九八〇年以来三回の調査を試みた滋賀県愛知郡愛東町青山の宮座組織と儀礼に関する調査報告である。<sup>(1)</sup>よく知られているよ

うに近江の村落社会の氏神祭祀の中心的組織は当屋制を原理とする宮座である。本稿でとりあげる青山においても宮衆とよばれる秩序化された宮座組織が存在するから、この宮衆の組織と儀礼を分析し、それが村落社会構造とどうかかわっているかを考察するのが本稿の目的である。

宮座の研究は日本の村落社会構造を類型的に明らかにしようとする研究において、とくに近畿地方の村落社会を分析するにあたって極めて重要な意義をもつ社会組織である。宮座についてこれまでさまざまな見解が提示されているが、一般的にいえば株座の形態をとるにせよ、また村座の形態をとるにせよ宮座は構成単位としての強固な家の独自性を基礎としながら、対内的な家相互の平等性対等性と対外的な封鎖性排他性（ときには秘儀性）を特徴とする祭祀組織

である。輪番で務める当屋を設定し、一定期間当屋にさまざまな祭祀的役割を集中することによって宮座は短期的に見れば役割集中のシステムであるが、当屋を構成メンバー間に巡回させることによって長期的には役割を特定の家や人物に固定しない役割拡散のシステムであるという性格もあわせてもっている。ことばをかえていうならば、宮座は短期的には上下関係設定のシステムであり、長期的には対等関係設定のシステムである。当屋制を基本原理としながら、これに年齢階梯制その他によって秩序づけられた宮座の組織は先にのべた対内的対等性と対外的封鎖性を維持するための機構に他ならない。

宮座についてのこのような基本的理解を前提としながら、本稿では青山の宮座の組織と儀礼を手がかりとして、次の三点を中心に考察を試みたいと思う。第一は宮座の基本原理の解明である。青山の宮座組織の中心をなす宮衆(ミヤシと一般的によばれる。宮司・宮仕と表記されることもある)はほぼ五〇歳から六〇歳の男子によって構成される年齢集団であり、年齢の上昇にもなつて地位と役割が変化する年齢階梯制によって成り立っている祭祀組織である。この宮衆において年齢階梯制は基本原理とみなしうるかどうか、また当屋制とはどのようにかかわっているかがここで明らかにすべき問題である。この問題に関連して重要な意義をもつのは家族の構造である。一般に安定的で凝集性の高い祭祀組織である宮座の基礎をなす

家族としては、日本のさまざまな家族類型の中で直系型家族が最も適格的であると考えられる。この意味において青山の家族がどのような構造をもち、宮座とどうかかわっているかを明らかにすることが宮座の基本原理の解明のために必要である。第二は氏神祭祀の諸儀礼の分析である。青山の氏神日吉神社の祭祀には今日においても神仏習合の色彩が極めて濃厚に認められる。また青山の宮座の組織は当番神主を毎年交代で選出するが、職業的な神官や市女がないためにこれらを祭のたびに外部に依頼しなければならない。このことに関連して青山の氏神祭祀の儀礼の中には青山独自の儀礼と一般的な神社の儀礼とがあり、この二つがさまざまな形で複合されている。したがって、こうした行事の特徴に注意しながら、青山の神社年中行事の考察を試みるのが第二の課題である。こうした行事の具体的過程の分析を通じて、宮衆の機能や宮衆の個々のメンバーの役割構造も明らかになるであろう。第三は宮座と村落社会構造の相互関係の解明である。とくに青山の宮座に認められる当屋制と年齢階梯制の原理が、村落社会の全体的構造とどうかかわっているかをここでは明らかにしたい。具体的にいえば、講・年齢集団・区組織などにこの年齢階梯制原理や当屋制原理が認められるかどうか、また家族・親族組織が宮座とどうかかわっているかが明らかにすべき課題となる。このことは青山という村落社会を日本の村落社会全体の

## 一、問 題

なかでどう位置づけるかの問題であり、また日本のひとつの村落類型として「当屋制村落<sup>(2)</sup>」を設定しうるかどうかの極めて重要な問題である。

本稿において近江湖東の村落の宮座を事例としてとりあげるのは、これまでこの地域の宮座の研究が比較的少ないという事実に加えて、この地域の宮座には年齢階梯制の要素が極めて強く、近江の宮座のひとつの典型をなすのではないかと考えられるからである。肥後和男（一九三八）の研究が明らかにしたように、近江の宮座は当屋制原理にもとづく神社祭祀組織という点では共通していながら、その形態は地域によって極めて多様であり、この点においてそれぞれの村落の社会構造との連関性が認められる。したがって近江の宮座をひとつの演繹的モデルや理念型ではなくて、こうした多様性を前提として研究をすすめようとするならば、ここでとりあげる地域の宮座の研究は大きな意義をもつと考えられるのである。とりわけ本稿でとりあげる青山の宮座は、以前に調査を試みた野洲町三上の御上神社の宮座（上野和男一九八〇、一九八一）と異って年齢階梯的要素が濃厚であり、宮座における当屋制と年齢階梯制の関連を考察する上で極めて有効な手がかりを与えてくれると考えられるのである。

本稿においてはまず青山の宮座組織の構造を分析し、次に春の例

大祭を中心として日吉神社の祭祀儀礼について記述し、そのちに宮座と村落社会構造との関連について考察をすすめてみたいと思う<sup>(3)</sup>。

青山は近江湖東の愛知川沿岸に位置する戸数四六戸、人口二一九人（一九八〇年現在）の小村落であり、伝統的に水田における稲作と茶栽培を中心に生計を立ててきた純農村である。家々は村を東西に走る広い町道の北側に軒を連ねるように集中し、南側には広々とした水田が広がっており、景観的にも湖東の典型的な農村の様相を呈している。村の東と南には地蔵が祀られているが、このうちとくに東に隣接する小倉との境の地蔵は重要であって、ここが村の入口になっている。集落のほぼ中央には氏神である日吉神社があり、その東には善

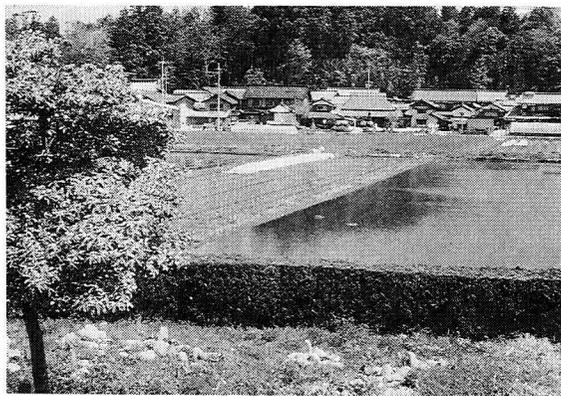


写真1 サンマイ（埋め墓）から見た青山  
広々とした水田の向こうに家々が密集した村が見える

勝寺（浄土宗鎮西派）が隣接し、さらにこの寺の南にはハカバと人々が呼んでいる詣り墓（青山は両墓制）や農業協同組合の倉庫・作業場、最近完成をみたサブセンター（公民館）が位置して、ここが村の中心を形成している。青山の年中行事の核をなす神社の大祭を始めとして、盆の一日日にぎやかに行なわれる盆踊りなどもこの村の中心を舞台として行なわれる。一方集落の南部の愛知川に近いところにはサンマイとよばれる埋め墓があり、盆において先祖の送り迎えをする愛知川河原と合わせて、この一帯が祖先祭祀にかかわる空間を構成している。

青山の村の変遷をたどるなら、伝統的に戸数にして五〇戸前後の安定的な小集落であったことが明らかである。現存の最も古い記録である天保一三年（一八四二）の「覚」によれば「村高四五九石一斗、家数四四軒、人別二二〇人（男一一四人、女一〇六人）、馬一三疋、牛一二疋」とあり、また明治一二年（一八七九）の『近江国愛知郡青山村地誌』によれば、「戸数本籍五拾戸、社寺座村社寺貳宇浄土宗禅宗 総計五拾四戸、人員男老百九口、僧貳口平民百七口、女老百拾六口平民 総計貳百貳拾五口、出寄留貳口平民男」とあり、家数五〇戸前後、人口一二〇前後の規模が少なくとも近世後期以降今日まで安定的に推移しているといえる。<sup>4)</sup> とりわけ戸数の安定もさることながら人口規模も安定していることは、のちにも分析

を試みるように青山の家族の構造が極めて強固で安定的であることを示唆しているといえよう。四六戸の家の構成をみると、最近六〇年間の分家はわずか二戸であって、しかもこの間全く転入戸がない。つまり戸数として青山は安定的であるばかりでなく、青山を構成する家々にもほとんど変動がないのである。

青山の現在の農業は水田における稲作、畑における茶栽培が中心であるが、こうした生業の内容も近世以降ほとんど変化がないものとみられる。明治一三年（一九八〇）の『滋賀県物産誌』によれば、戸数五〇軒のうち農業が四六軒、商業が四軒と記されている。

田は三二町六反二畝二六歩、畑は七町二五歩で現在とほぼ同じである。米の産高は約四三〇石で、このうち約一三五石を八日市方面に販売していた。一方畑では大麦・小麦・大豆のほか菜種や綿、葉煙草、茶などが栽培され、茶は神戸方面に販売されていた。こうした記述から、少なくとも近世来からの青山は経済的にみて極めて豊かな農村であったといえよう。

このように経済的に極めて豊かで、近世末以来安定的な社会構造を背景として、青山の宮座組織と儀礼が展開してきた。こうした歴史社会的条件はさまざまな点で青山の宮座を規定してきたと考えられる。とりわけ戸数・人口規模は青山の宮座組織の構造を直接規定すると予測される。

## 二、宮座組織の構造

### (1) 氏神日吉神社

青山の氏神である日吉神社の祭神は大山咋命と八王子大権現である。これは一般に本社とよばれ、この他に境内には春日社、天神社、八坂神社、山王神社、岩滝神社、弁財天、天照皇大神宮、多賀大社、三蔵法師、井神、愛宕大明神、山ノ神、熊野大権現、水天宮、津島神社、八幡宮の一六にもぼる境内末社が祀られている(図1日吉神社境内図参照)。このようにおびただしい数の境内末社が祀られてきた歴史的経過は明らかでないが、このうち宮座祭祀に<sup>(5)</sup>関連するのは主として本社と春日社の二つである。

こうした祭神の多さに関連して、青山の氏神は近世以来何度かその名称を変えてきた。近世の名称は八王子大権現であり、東側に隣接する善勝寺の住職が氏神の管理にあたっていた。しかし明治政府の神仏分離政策に従って明治初年に菅原神社と改称した。この間の事情について、大正一五年(一九二六)の「大字青山ニ関スル郡史編纂材料編纂」なる資料には、「明治以前ハ八王子大権現と称し来りしが神仏分離の際仏体及び仏名にてハ社格剝削をおそれ、脇座に鎮座まします菅原神社を以て本社名に借受け、明治以后即ち現在の村

社菅原神社と改称せしも乃であります」と記されている。すなわち名称上神仏習合を歴然と示す八王子大権現を避けて、境内末社の名称を本社の名称としたのである。明治一二年の「近江国愛知郡青山村地誌」に村社菅原神社と記載されているのはこのためである。その後昭和に入つてふたたび氏神の名称が問題となり、菅原神社という名称を改めて、日吉神社と称することとなった。この時点において問題となったのは、明治初年に境内末社のひとつにすぎない菅原神社を氏神の名称としたことにあるとともに、八王子大権現への青山の人々の執着を示しているように思われる。このことについて『愛知郡史』(大正一〇年)には、「この地は延暦寺領なり、よつて山王七社中の八王子の神を分祀したるは現在種子の神寶に証明せらる社名改称時の日吉神社とすべきを正鶴とす」と記載されている。

しかしながら名称上は神仏分離政策に沿いながらも、青山の氏神祭祀の内容には現在に至るまで仏教的要素が濃厚である。たとえば氏神の大祭である春祭は八王子の命日とされる四月一七日に行なわれており、また一月一日の初祈禱や一七日の一七講(念仏初)の行事には、本社に掛軸をかけ、善勝寺の法印が祈禱を行なっている。なおこの点についてはのちに詳しく分析する。

日吉神社の財産は、現在では約四町歩のミヤヤマ(宮山)のみとなつてしまつたが、かつては約一町五反の畑があつた。宮山は宮座

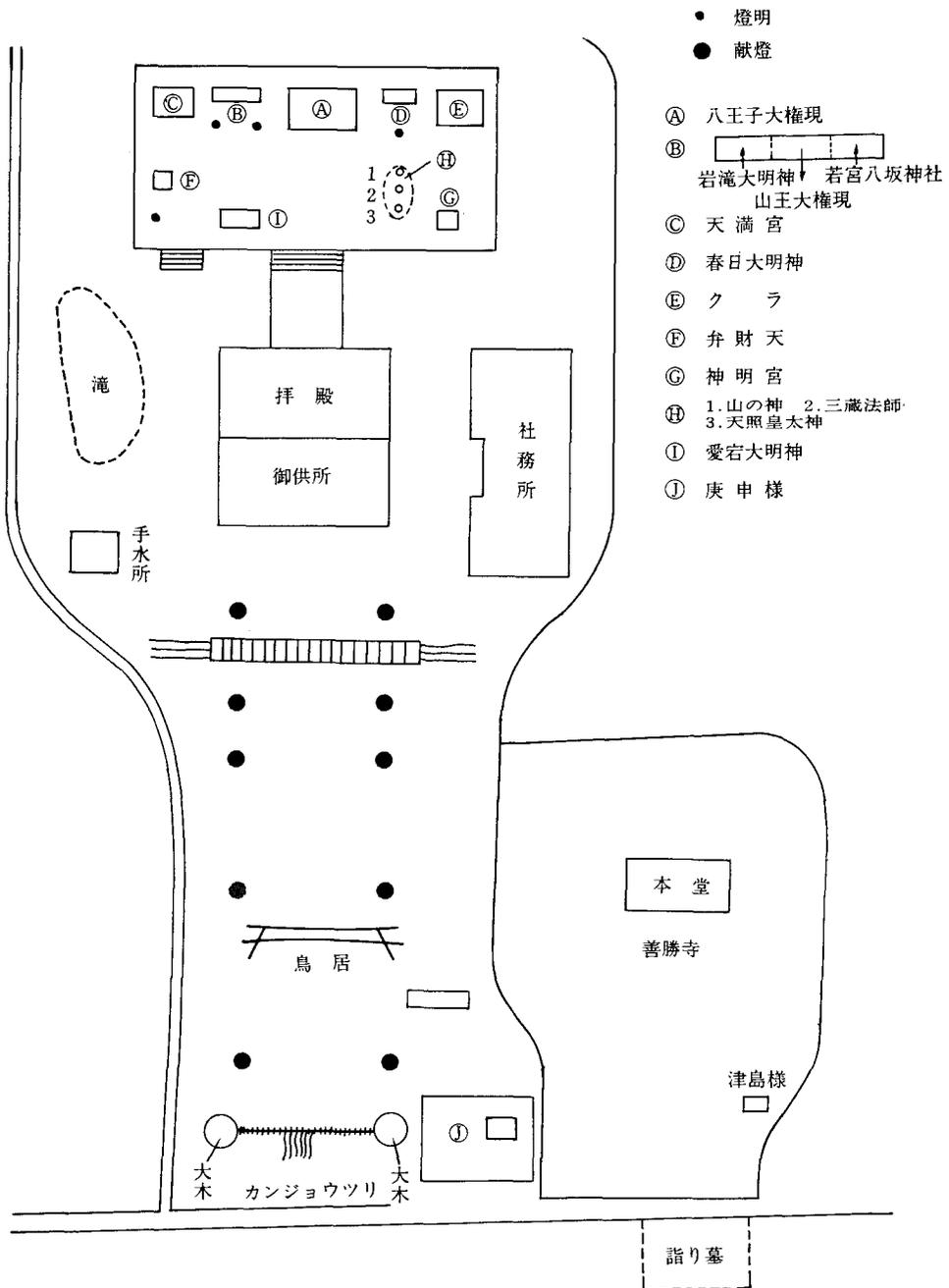


図1 日吉神社境内図

である一〇人のミヤシ（宮衆）が管理し、人々が山の口明けに薪木や雑草をとるために利用した。現在でも時々木を売却することがあり、神社の運営の費用にあてている。一九八四年には日吉神社事務所改築が行なわれたが、この時の木材はすべて宮山から調達されたという。畑はかつて宮山だったところを開墾して七〇年程前に各家四畝ずつ四七割に分割され、当時の全戸数と思われる四七軒に小作に出され、各家は神社に「畑年貢」とよばれる小作料を納めることになった。この畑地は戦後の農地改革によって小作人の所有となったが現在でも畑年貢が神社に納められ、神社運営の費用にあてられている。また祭祀のためのシンデン（神田）は青山では恒常的な神社所有の田はかつてよりなかったようであり、個人の水田のうち日当りのよい南側の部分に神田をつくるのが一般的であった。神田をつくるのは、毎年宮衆のうちの二人（神主と禰宜）であり、前者は本社用、後者は春日社用としてつくられる。神田でとれた初穂は神主や禰宜の家か社務所に保管されて、のちに分析する年五回の日吉神社の大祭に使われる。

## (2) 宮 衆

青山の宮座組織は一〇人で構成される宮衆（ふつうミヤシとよばれ、宮仕・官司と書かれることもある）である。宮衆は年齢原理に

もとづく宮座組織であって、毎年最年長者が宮衆を脱退し、そのかわりに年齢順に次の年齢の者が宮衆に加入するというシステムをとっている。青山の宮衆は、分家も含めてすべての家のものが年齢順に加入するいわゆる村座形態をとっており、また宮座はいわば一座であり双分的構成をとっていない。青山の宮座は確認しうる限り伝統的に一座で構成される村座であった。青山に隣接する小倉（戸数九一戸、人口四一七人）は同じように村座形態をとりながら、東西二座の双分的構成をとっている。青山と小倉の宮座を比較すると、宮座が双分的構成をとるか否かは主として、村落の規模が規定因になっているように思われる。その根底をなす原理は各家が一代に一度当屋を務めることであり、そのために必要な座の構成戸数は、死亡その他の理由で当屋を務めることができない場合を考慮しても、約四〇戸から五〇戸が適当と考えられるからである。

宮衆は現象的にみれば一定の年齢の男一〇人で構成されているが、基本的には青山の全家族を構成単位とする家単位の集団である。このことは家を単位として祭祀の費用を負担する財政システムによく示されている。しかしながら宮衆への加入にあたっては特別の儀礼はなく、また宮衆加入の前段（たとえば子供時）などにおいても、も加入の特別な儀礼はない。また宮衆が宮山を所有するといっても、その利用は青山の全戸に解放的であって宮衆のメンバーにのみ与え

集団	年齢	役割名
寺世話	—63	新座
	—61	
宮衆(宮仕)	60	年長
		……
	53	氏子総代
	52	神主
	51	禰宜
	50	新座
若連中	40	頭
	39	小頭
	25—35	中老
	15	新座
子供組	8—14	

図2 青山の年齢集団

られる特権は見られないから、宮衆は特権的な集団を構成するものではないし、また積極的に個人を単位としているともいえない。

青山の宮衆とこれに関連する諸組織を図示すれば、図2の通りである。青山では子供組・若連中・宮衆・寺世話の四つが年齢階梯的原理によって組織されており、一般的には子供組・若連中を終了した各家の相続人がしばらくの年数をおいて、家を代表して宮衆に加入する。宮衆に加入する年齢はその時々状況によって一定ではないが、およそ五〇歳前後であり、同年齢の人が複数いた場合には早く結婚した者が先に宮衆に入る(図2は五〇歳で宮衆に加入した場合を例示してある)。宮衆に加入するためには年齢の他に夫婦健全という条件が必要である(再婚でもよい)。これは神主役を務めるときに妻が御供づくり(ゴクモリ)に重要な役割を果たすことに関連

していると思われる。したがって神主役終了後は必ずしも夫婦健全でなくてもよい。神主役を務める前に妻が死亡した場合は宮衆から脱けなければならぬ。しかしこれらの条件を満たしながら「家がせまい」とか「財産が少ない」「役場につとめている」などの理由で宮衆への加入を辞退した場合もあった。この場合、辞退者は金を納めたりすることはなかった。

宮衆に入って一年目は新座(シンザ)もしくはシンザン)とよばれる。新座の役割はいわゆる下働きであって、使い走りや祭礼の細かな準備や跡かたづけにあたる。二年目には禰宜となり、三年目に神主(社守)をつとめる。禰宜は別にコガンヌシ、神主はオオガンヌシとよばれることもある。禰宜は主に春日社の祭祀にあたり、神主は本社の祭祀にあたるという分業が成立している。神主を務めたあと四年目に氏子総代となり、その後しばらくは役がないが宮衆の一員として氏神の祭祀にあたり、一〇年目に年長となる。年長は宮衆全体の監督者であって最も強い権力をもっている。年長は各種の儀礼において常に上座に位置し、年五回の御供づくりにおいても最も重要な役割を果たす。年長を最後に宮衆を脱退したのは寺世話となり、三年間寺関係の世話にあたる。こうして宮衆に加入して一〇年間、日吉神社の祭祀を担当するのである。

宮衆への加入は五月一日の青芽祭に行なわれる。かつてはこれ

から一年間が新座、二年目が禰宜、三年目が神主であったが、昭和三〇年の神主が一月に死亡するという事件があり、以後禰宜・神主が一〇月からの一年間となったために、現在やや変則的な任期となっている。つまり五月一日に新座となった宮衆は、翌年の一月一日から一年間禰宜、翌々年の一月一日から一年間神主を務めることになったのである。したがって新座となった翌年の五月一日から一〇月一日までは、全く役がない。また神田は実質的には二年目の新座と禰宜がつくる。また宮衆を一〇年間務めたあと、宮衆を脱退するのは春の大祭が終了する四月一七日である。この時には日吉神社社務所で簡単な饗礼がある。

### (3) 新座・禰宜・神主

青山の宮衆の全体的組織はこれまでに見てきた通りであるが、次にこの宮衆の中で主要な役割を果たす新座・禰宜・神主の地位と役割についてやや詳しく分析してみよう。

すでにみたように宮衆に加入するのは五月一日の青芽祭からである。この祭から宮衆に加入した者は新座としての役割を果たさなければならぬ。宮衆に加入する前年には宮衆に加入するかどうかの打診がある。この時さまざまな理由で加入を断ることが可能であるが、こうした例はきわめてわずかである。宮衆への加入を了承す

るとその年の一二月一九日の帳メ（宮衆の一年間の決算を行なう行事）にあたって米五升分のお金を宮衆に納める。毎年記録として残される『帳メ精算帳』には予約米五升として計上される。これは一種の加入金の性格をもつ。新座となってからも五升分の金を納めるから、二年間に一斗分の金を宮衆に納めることになる。また宮衆に加入する者は、かつてはその前の一年前から宮衆を脱退するまで、あらゆる葬式に参列することができなかったが、現在は忌の觀念がうすれて神主以外は葬式に出てもよいことになっている。五月の宮衆への加入にあたっての特別の儀礼は青山にはないが、加入する者は紅白の饅頭を五個ずつ九人の宮衆と親類、隣組に配るのがふつうである。新座としての一年間はいわば宮衆の見習い期間であって、下働きにあたりながら、将来務めなければならない禰宜や神主の役割を習得する。新座は数々の下働きに従事することからカミガキともよばれることがある。

宮衆に加入して二年目の一〇月一日から一年間は禰宜となる。禰宜はおもに境内社の春日社の祭祀にあたったが、この他にも独自の役割がある。そのひとつは二月一日から一月五日までのミズギョウ（水行）である。一二月一日は新任とよばれる行事の日である。薪仕というのは宮衆が宮山に入って桧の木をとってきて、これを割って各家に配る行事である。一二月三十一日深夜、各家ではこの桧の

割木をタイムマツにして火をつけて氏神に参詣し、その火を持ち帰って雑煮をつくる。この日から一月五日まで、禰宜は自宅の水を浴びて行を行なうのである。青山では村の行場がないので、以前は家の前の小川などで水を浴びていたが、現在は風呂場を使うのが一般的である。一月五日はノット(法度)とよばれる行事がある。これは禰宜による弓行事であって、その年の作物の豊凶を占う行事である。また禰宜は神主と同じように、神田をつくる。神田は自家の田の中でも日当りのよい南側の部分をあてる。神田に植える種籾は特別伝えられたものではなく、自家の種籾を使う。植付けが終わると植付け休みに神官(妹の春日神社の神官)がきてお祓いをする。神田の四角には生木を立て縄を張って「神饌田、日吉神社」と書いた札を立てる。神田でとれた初穂は年五回の大祭に春日社に供えられる。このほか禰宜は春秋の大祭に市女が使用する神菜用の笹の準備にもあたる。

さらに禰宜は神主が不慮の事故や服忌でその役割を遂行できないときは代理をつとめたり、また事によってはただちに神主に昇格して神主の役割を果たすこともある。神主は今日でも葬式に参列してはならないとされているが、親族の死亡にあたっては一定期間神主の役割を果たすことができない。その期間は兄弟・両親(父親母親とも)・子供の時は五〇日、オジ・オバ(父方母方とも)、オイ・メ

イは二〇日と定められている。妻方の親族の死亡によっては忌がからない。この期間は禰宜が神主の代理をつとめる。

宮衆に入って三年目の一〇月から一年間は神主を務める。神主に就任するにあたっては、とくに家を新築したりはしないが、少なくとも壁をぬりかえるなどの準備をととのえる(一九八五年の神主は家を新築した)。神主に就任する一〇月一日には「神入れ」とよばれる儀礼が行なわれるが、これより前の三日間神主になる者は日吉神社に参詣する。この参詣には順序があり、九月二十八日は鳥居まで、二十九日は本社の階段下までと定められ、三日目の三〇日にはじめて本社へ詣る。神入れの儀礼は朝から神主宅で行なわれるが、一人の宮衆のほかに妹の春日神社の神官と鯉江の市女が加わる。市女は新しい神主宅のカマドでわかした湯に禰宜が用意した笹を浸し、禰宜のたたく太鼓に合わせて笹をふりながら新神主の誕生を祝う神楽を舞う。その後神官が御幣を切り、新神主が身につける装束や大祭に供える御供を蒸すカマを清める。また前年神主をつとめた宮衆(古神主とよばれる)はこの日箱に入った『日吉神社年中行事録』と御供台・おひすを渡すとともに、灯明の手順を教えて神主役をうけ渡す。このうち新神主は宮衆やシンルイ・隣組を招いて正式のもてなしである本膳をもって接待する。招かれたシンルイ・隣組は正式の紋付の服装に祝金と美濃紙を持ちよる。この神入れの参加

二、宮座組織の構造

者を昭和三一年二月一日に行なわれた神入れ儀礼を事例としてみると次のとおりである。この時神入れにかかわる儀礼は朝昼晩の三回にわたって行なわれた。まず朝に行なわれた「朝呼」は禰宜・氏子総代・神官・市女のほかトナリ組の九人が参加し、前にのべたような神入れの儀礼を行なった。これが終って昼には、シンルイの一三軒を招待して「昼呼」が行なわれた。シンルイはこのとき二〇〇円から二、〇〇〇円の祝金と多くの人が美濃紙一帖を持参した。参加者一三人の関係をみると、古い分家とされる一軒をのぞくと世帯主の世代を中心として上下一代ずつの三世代の範囲のごく近い父方・母方および妻方のシンルイである。父方が六軒に対して、母方・妻方は七軒を数えており、父方と母方・妻方はほぼ対称的となっている。これは青山の一般的なシンルイのつきあいの範囲と一致している。つまり神入れのときに参加するシンルイも他のシンルイのつきあいの場合と変化がない。夜になると「夜呼」といって宮衆一〇人をもてなす本膳が行なわれる。これをもって神入れの儀礼はすべて終了する。

神入れの儀礼を終了すると、新神主の家の玄関と床ノ間に注連縄が張られる。床の間には日吉神社の額を下げたりすることは特にしないが、日吉神社の祭神の分身の依代とされる御幣を置き、その前に御神酒・水・塩などを供える。神主役を務める一年間はとくに仏壇を閉じたりすることはない、神棚もそのままである。神主は『日

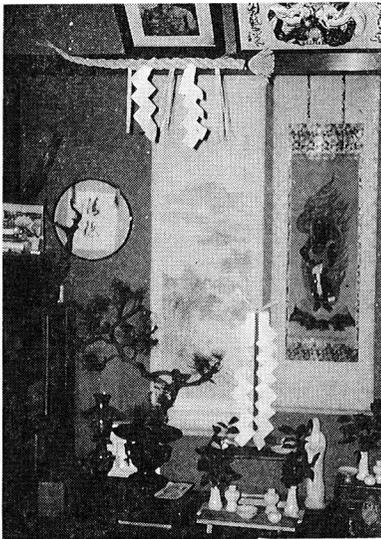


写真2 1981年に神主をつとめた家の床の間。上方には注連縄が張られているが、日吉神社の額はない

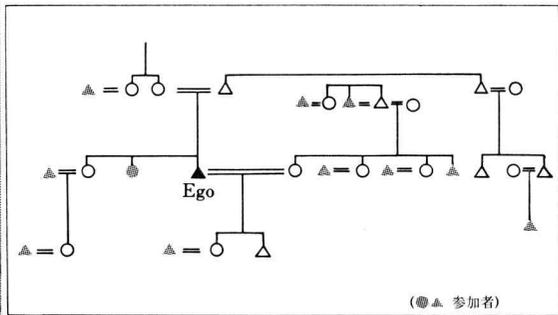


図3 神入れ儀礼に参加したシンルイ

吉神社年中行事録』に書かれた内容に従って一年間、日吉神社の祭祀の中心的役割を担うが、その冒頭には神主の役割として次のように列記されている。

- 一、毎月一日、一日、一七日、二一日、末日の五回（定例精進日）御燈明スル事、其ノ他彼岸祭典正月ハ其都度燈明スル
- 一、屋根掃除ヲ二回以上行フ事
- 一、御供ノ前々日ニ前精進ヲ布令ル
- 一、境内掃除ヲ常ニ行フ事
- 一、一・二月中（雪ノ降ラヌ内）フナゴ取りニ祢宜ト二人行ク事
- 一、本御供毎ニ御鏡二十三重及神酒三合必要ナリ

ここに記されているように青山の神主の日常的役割は月五回の定例精進日に灯明をあげることに加えて毎日日吉神社に参拝して村人や村の安全を祈願することである。毎日の参拝は早朝、村人に見られないようにしなければならないとされている。また以前は毎月の行事として一カ月に一度「月御供」といって各戸から米を集めて神社に御供として供え、それをさらに各氏子に分ける行事があり、これが神主の重要な役割となっていたが、現在は戦時中の物資不足により廃止されたままになっている。一方神主の一年間には次のような禁止事項がある。(イ)ネギ・タマネギ・ニンニクを食べてはならない。(ロ)四足の動物の肉を食べてはならない。(ハ)田の草とりをしては

ならない。(ニ)灰を使って田植をしてはならない。(ホ)肥料をかついではならない。(ヘ)精進日には土仕事をしてはならない。(ト)葬式に参列してはならない。(チ)夫婦は同室で寝てはならない。

このような神主の役割を検討すると、青山の神主は他の村落の宮座における当座に該当する役割を果たしているといえよう。そこで次に宮座における家の対等性との関連において、神主がどのような家々によって担われてきたかを、昭和初年以降のデータによって検討してみよう。表1は確認し得る限りで昭和に入ってから神主就任者の名前を列記したものである。表2はこれにもとづいて約六〇年間にわたる家ごとの神主遂行回数を示し、これを同じようにして数字を算出した隣村の小倉および野洲町三上の宮座と比較したものである。宮座の基本原理である当座制原理が貫徹されていれば、神主遂行回数について長期的な均衡が家々の間に成立しているはずであるが、実際にはどうかであろうか。まず神主を務めた回数を見ると、この六〇年間に一回務めた家が一四軒（二八・六％）、二回が二軒（四四・九％）とこれらの家々で約七三％にのぼっている。これに対して一回も神主を務めていない家が三軒（二六・五％）もある。二回神主を務めた家はすべて先代が務めたあと、その息子もしくは婿養子（青山の場合には婿養子も実子と同じように全く年齢順に神主を務める）が神主を務めたものである。その間の年数につい

二、宮座組織の構造

表1 歴代神主一覽

年度	氏名	世帯番号	年度	氏名	世帯番号	年度	氏名	世帯番号
昭和1	—	—	22	川副寅松	107	43	北邑勝三郎	143
2	藤川為吉	102	23	藤川藤一	135	44	藤川申二郎	112
3	青山安治郎	105	24	藤川弥吉	126	45	藤川義太郎	136
4	藤川常吉	127	25	北邑哲	115	46	青山定次郎	129
5	藤川石松	112	26	藤川紋三郎	145	47	北邑重吉	118
6	藤川幸次郎	146	27	小沢庄治郎	104	48	藤川栄一	135
7	青山太蔵	106	28	青山岩次郎	141	49	浅村喜一郎	110
8	川副重次郎	138	29	川副善一	103	50	藤川外二郎	127
9	青山利三郎	140	30	川副庄吉	119	51	藤川捨吉	146
10	北邑宇八	143	31	青山太三郎	101	52	青山晃太郎	120
11	北邑文太郎	108	32	青山源太郎	106	53	川副太一郎	121
12	川副秀吉	121	33	青山忠次郎	105	54	川副義太郎	144
13	青山茂吉	129	34	藤川吉次郎	130	55	青山利平	140
14	北邑清吉	125	35	藤川善右衛門	117	56	藤川誠一郎	145
15	藤川馬治郎	132	36	小沢清次	131	57	小沢外一	104
16	小沢小一郎	116	37	小沢正一	142	58	青山昇三	141
17	藤川甚平	136	38	北邑理一	114	59	小沢徳左衛門	116
18	川副金蔵	144	39	北邑新吉	108	60	北邑正己	115
19	小沢和吉	不明	40	藤川市郎	132	61	青山孝三郎	101
20	青山菊蔵	120	41	南芳一	109			
21	北邑新次郎	不明	42	藤川元一郎	102			

表2 神主(当屋)遂行回数の比較

事例回数	小倉	青山	三上
0	44 ( 51.2)	13 ( 26.5)	20 ( 19.0)
1	35 ( 40.7)	14 ( 28.6)	70 ( 66.7)
2	7 ( 8.1)	22 ( 44.9)	14 ( 13.3)
3	— ( — )	( — )	1 ( 1.0)
計	86 (100.0)	49 (100.0)	105 (100.0)

表3 54年度の10人宮衆

新座 禰宜 神主 氏子総代       年長	藤川誠一郎	54歳
	青山利平	54
	川副義太郎	54
	川副太一郎	55
	青山晃太郎	55
	藤川捨吉	55
	藤川外二郎	55
	浅村喜一郎	55
	藤川栄一	56
	北邑重吉	59

ては家によってかなりの変差があり、最も短い二五年から最も長い四六年まである。その分布をみると、二五年から二九年が五例、三〇年から三四年が七例、三五年から三九年が三例、四〇年以上が六例となっている。全体の平均は三四・二年で、これはおよそ家族の一世代と考えられる三〇年に近いといえる。先代が昭和の初めに神主を務め、ほぼ同時期に神主を務めた家がつぎつぎに二回目の神主を務めている例が多いなかで、まだ一回しか務めていない家が五軒ほどある。このうち一軒は世帯主が宮衆に入る前に死亡したものであるが、他の四軒についてはすべて世帯主が数年後に宮衆入りする年齢に達しているから、順調に二回目を務める予定である。これらを見る限り、宮衆のシステムは順調に機能しているが、一方にはこの間神主の経験のない家の存在も無視できない。この一三例についてその理由をさぐってみると、不明の二例をのぞいて本人の死亡が七例、妻の死亡が二例、寺の住職のためというのが一例で、残る一例は役場勤務のためという理由で神主就任を断っている。これらを見ると本人もしくは妻の死亡といういわば不可避的な理由が圧倒的に多く、役場勤務など全く個人的な理由で断ったのはわずか一例にすぎないという事実は注目し値するといえる。この点について比較すれば、小倉には神主を一回も務めていない家が五〇%以上にもなっており、小倉のに比べれば青山や三上にはおよそその均衡が保持

されているといつてよいであろう。

青山においてさらに注目すべきことは、四分の一のぼる家がこの六〇年間に一度も神主を務めていないにもかかわらず、宮座の経済的負担においては均衡がとれていると考えられることである。これは青山の宮座では神主にほとんど経済的負担がかからないという独自の財政システムが確立されているからである。それは次に分析するように、全戸の対等的負担にもとづく公的な会計が毎年設定されており、氏神祭祀が神主の私的負担で行なわれたいという事実である。このことはまたたとえ神主就任を拒否してもさして批判をうけない理由でもあると考えられる。

#### (4) 宮衆の財政

青山には昭和二年以降の宮座の財政を示す決算書「帳簿精算帳」が保存され、書類箱に入れられて代々の神主にひきつがれている。この精算帳は毎年一二月一九日行なわれる帳簿の際に宮衆が寄って記録した決算書である。そのなかから昭和四五年の帳簿精算帳を一例としてとりあげて、青山の宮衆の財政を分析してみよう（資料三参照）。昭和三二年以降、神主が一月一日に交代することになったために精算帳はやや複雑になっているが、基本的原則は変わっていない。まず収入をみると御供米、畑初穂料、枯木代、杉代の四つ

## 二、宮座組織の構造

の費目が計上されている。このうち御供米と畑初穂料が宮衆の定期的収入であって、その他はこの年の臨時収入である。御供米とは各家が宮衆に納める米の代金であって、この年は一升四〇〇円で換算されている。この年は四七軒が御供米を納めており、村座としての全戸の負担がここによく示されている。家が単位となって御供米を納めていることは宮衆が基本的に家単位の集団であることを意味しているに他ならない。しかしよく見ると各家に差がかなりある。それは御供米の量の算定が、資産や所得を基礎として実質的平等になるように算出されるからである。この算定は帳簿の際宮衆によって行なわれる。これは各家の経済状態が年によって変化することを前提とするシステムである。このほか新座と禰宜は予約米として五升、神主は神主米として一斗をおさめる。畑初穂料とあるのは畑年貢ともよばれるかつての宮畑の小作料が農地改革後も継続しているものである。当時は一戸につき一割であったが、昭和五四年に畑年貢を納めたのは二三軒と約半数に減っている。これはかつて宮畑であった畑の所有者の移動にともなうものであって、一二戸が二軒分にあたる二割、二戸が三軒分にあたる三割を納めている。臨時収入である枯木代・杉代は境内と裏山の木材の販売代金でこの年に限られるものである。

一方支出は氏神へ供える御供米代金、氏神の各種の祭礼の費用

(買物など) および神主への報酬によって構成される。支出は神主が一年間立替払いしていたものを支払う形となっている。支出の内訳をみると御供米代金三九、五〇〇円、祭の費用五〇、四一九円、神主報酬が四、六六〇円となっている。収入と支出の状況を見ると、昭和五四年度は全体的にみれば大幅な黒字となっているが、臨時収入をのぞけば九二、四〇〇円の収入に対して、支出は九五、二九九円であって、二、八九九円の赤字となる。例年は臨時的収入がないので赤字になるのが一般的である。赤字の場合には氏子総代が管理する日吉神社全体の会計から補填することになっている。

このように青山の宮衆の財政は村座的な全戸の実質的平等主義にもとづいて運営されている点に特徴がある。すなわち他の村落の宮座にしばしば見られるように、当屋(青山の場合は神主)の経済的負担の上に祭祀が行なわれているのではなくして村の公的な会計を以て費用がまかなわれているのである。しかも神主に対しては宮衆の会計とは別だてになっている区の会計から、年に約一〇万円の報酬が支払われるのである。これによって神主は経済的負担を最少限におさえることができ、宮衆運営の公的性格がいっそう強調されているのである。

### 三、宮座祭祀の儀礼

ここでは二度にわたって観察した日吉神社の春祭を中心しながら、日吉神社における宮座祭祀の構造を考察してみたいと思う。日吉神社の祭礼は神主を中心とした一〇人の宮衆によって、『日吉神社年中行事録』（昭和五三年、大字青山宮司中）に従って行なわれる。年中行事録は日吉神社の正式の行事記録ではなく、神主の控である。現在の最も古い行事録は大正九年の『村社菅原神社年中行事

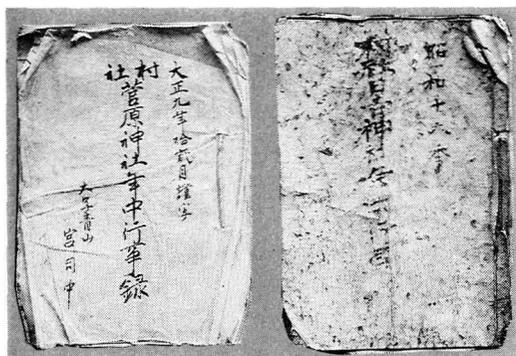


写真3 日吉神社年中行事録。大正9年と昭和16年の2冊



写真4 日吉神社年中行事録の一例。一年の行事のやり方、供物が行事順に記されている

『日吉神社年中行事録』によれば、神主が関与する日吉神社の行事は五〇以上にものぼる。これらの行事の全体を供物の内容や行事の性格に従って表に示せば、表4の通りである。この表は昭和五三年の年中行事録の分析であるが、ここに記載された行事が大正九年、昭和一六年の二つの年中行事録にも記載されているかどうかとも合わせて示した。この表からも明らかのように、日吉神社の年中行事は何を

川義一)がある。これらは資料として原文のまま全文を掲げておいた。

#### (1) 日吉神社年中行事

録』であり、昭和一六年の『村社日吉神社年中行事録』を経て、現在の年中行事録となっている。昭和一六年の行事録の冒頭には、「本年中行事録、後任者ノ参考ノタメ自分ノ経験シタルママヲ印シタルモノナレバ公然タルモノニ非ズ 公式行事録ト対照ノ上行ワレタシ」と当時の神主が記しており、公式の行事記録でないことが明らかである。しかしながら公式行事録は現在伝えられていないので、これが実質的には公式行事録の役割を果たしている。また日吉神社の年中行事を明らかにする側面の資料として、昭和一五年から一八年までの年中行事の主として料理を記録した『宮座行事』（藤

祀る行事かによって基本的に次の三種に区分することが可能である。第一は日吉神社本社と末社である春日社を祀る行事であって、これが日吉神社年中行事の中核をなしている。第二は春日社以外の境内末社の祭祀であって、これには井神の井祭(二月初亥の日)、山王神社の山王祭(三月一三日)、神明社の神明祭(四月一六日)、八坂神社の祇園祭(七月一四日)などがあり、これもかなりの数にのぼっている。第三は近代以前の神仏混淆の名残りをとどめる仏事関係の行事であって、法度(一月五日)、御祈祷(二月一日)、ネハン(二月一五日)、念仏初(二月一七日)、夏祈祷(七月一七日)など七つの行事がある。これは神主を始めとする宮衆が、盆などの祖先祭祀を含む仏事に関与している点において注目される例である。

この三種の行事のうち、いま仏事関係の行事と本社<sup>(1)</sup>の行事について少し詳しくみてみよう。仏事関係の年中行事はすでにのべたように全部で七回あるが、このうち五回は曾根の天台宗福性寺の法印が参加する。日吉神社に隣接する善勝寺(浄土宗)の僧ではなくて、他村の天台宗の法印を迎えて行なうことがここで注目される。これは善勝寺がかつて天台宗の寺であったとする事実に関連すると思われる。『近江国愛知郡青山村地誌』によれば、善勝寺は「創立詳ナラズ寛文九年己酉十月僧円誉度融中興開基ス」とあるから、天台宗であったのは寛文九年(一六六九)以前のことと考えられる。仏事

関係の行事がどのように行なわれたかを年中行事録によってみると、たとえば正月一日の初祈祷は「夕方定例灯明、本社春日社一六禪神の掛軸を掛ける、法印祈祷す社守祢宜参拝す(大般若経一箱出す)、禰宜祈祷札を四ヶ所に建てる、字中札を配る」とある。これによれば本社と春日社に掛軸がかけられ、僧が祈祷して、札が村内四ヶ所に立てられ、さらに家々に配られるのであって、純粹の神社年中行事とは全く様相を異にしているといえる。一月一七日の念仏初や七月一七日の夏祈祷もほぼ同様に行なわれる。また善勝寺で行なわれる仏事も一回(三月彼岸中日の春季皇霊祭)ある。この時は神主と祢宜が善勝寺に出かけて行って百万遍を法印とともに行なう。これらの事実から仏事関係の年中行事のうちには、天台宗万福寺の法印が関係する行事と、善勝寺の僧が関係している行事の二種があることが明らかである。この二つの行事の存在は氏神日吉神社と善勝寺との関係の歴史的展開を表象しているのかも知れない。

日吉神社年中行事の中核をなしている本社と春日社を祀る行事についてみると、これらのなかでも御供を供える正月、祈年祭、春の大祭、青芽祭、秋の大祭が最も重要である。御供づくりは神主の妻が関与し、御供盛をする前日の夜六時間余をかけて四升の米を蒸してつくる。できた御供は神主・祢宜・新座が神社に持って行き、宮衆がさらにこれを小さくして、ひとつひとつをワラでくくって形を

整える。御供の数は大祭の場合二三膳（本社一八膳、春日社五膳）と定められ、境内末社にもすべて供えられる。

御供をそなえる大祭の中でここでは正月行事をとりあげてみよう。正月には神社の灯明を絶やさぬよう一二月三日晚から一月七日まで神主が一週間神社の社務所に籠る精進がある。かつては神主は社務所にひとり籠って、囲炉裏で飯を炊いて食べていたが、現在は妻が食事をつくって社務所にとどける。禰宜も一二月一日から一月五日まで自宅の水をかぶって水行を行なう。大晦日の日没後、村の男たちは御神酒の入った銚子と扇子をもって神社に参拝し、本殿に御神酒を供える。これを歳暮参りと称する。深夜一二時頃には一二月一日の薪仕の時に各家に配られた松の松明を持って日吉神社に詣る。これをウソノトキマイリといい、三人目の村人が神社の鳥居をくぐる頃より宮衆の一〇人らが真裸になって手水所で水をかぶる。このあと宮衆が正装して御神酒、御供、御鏡（三三重）を本社・春日社および末社に供えて年頭の祭典を行なう。神社へ供えられるものとしてこの他に「金の餅（キビともち米との搗きませ）、銀の餅（アズキと餅との搗きませ）を五センチ角くらいの菱に切り、栗、みかん、つるし柿、かや各一個をみの紙に包み、水引きで結び、これを宝袋といつて重ね餅の上に乗せ」（青山忠治郎一九七九）たものがある。村人は神社で火をつけた松明を家に持ち帰ってカマドに火をつけ、

この火で雑煮をつくって正月を祝う。<sup>10</sup>正月四日には縄切とよぶ行事がある。これは神社の入口の杉の木にわたす勸請縄をとり替えるのが中心であるが、合わせて社務所と本社末社の注連縄をつけかえ、また一年間使う幣束などの準備をする行事である。宮衆一〇人が集まって小麦藁を持ちよって、縄をなう。この時に翌日の法度（ノット）の弓行事に使う的もつくる。夜は神主宅で直会がある。一月五日の法度は仏教的行事のひとつであるが、この日隣村の天台宗福性寺の住職を招き、天台宗の読経祈願のあと禰宜と住職の二人が明きの方角に向けて弓を射て、その年の作物の豊凶を占うとともに村中の安全を祈願する。明きの方向に前日つくった的が備えられ、禰宜の射った女竹の矢がこの的にあたったり、住職の矢よりも遠方に飛ぶとその年は豊作で村中が安全だとされる。年頭の行事はこのあと六日年越、七草の菜味噺、一四日年越、一五日正月とさらにつづく。

次に供物・灯明から日吉神社の年中行事をながめてみると、灯明だけがともされる行事、御鏡が供えられる行事（この中には灯明があげられるものとそうでないものがある）、御供が供えられる行事の三種類があり、この順に行事としての重要性が増す。御供が供えられる行事は日吉神社の年中行事の中心である。仏事にかかわる行事には御鏡や御供が伴わないものが多いが、なかにはネハン（二月）、春秋の皇霊祭、盆などには御鏡が供えられる。こうした行事

三、宮座祭祀の儀礼

表4 日吉神社年中行事

月 日	行 事	昭 和 53 年						大正 9 年	昭和 16年
		御鏡	御供	燈明	本社	末社	仏		
1月1日	元旦	●	●	●	●	●	○	○	
4日	縄切				●	●	○	○	
5日	法度						○	○	
6日	六日年越					●	○	○	
7日	菜味噌				●	●	○	○	
8日	薬師講			●			○	○	
8日	日待講				●	●	○	○	
11日	初祈禱			●			○	○	
14日	十四日年越			●			○	○	
15日	十五日正月				●	●	○	○	
16日	神明講			●	●		○	○	
17日	十七講(念仏初) 旧正月			●		●	○	○	
2月	節分			●				○	
初亥	井祭			●		●	○	○	
15日	ネハン	●		●	●	●	○	○	
24日	祈年祭(春日祭)	●	●	●	●	●	○	○	
3月3日	節句	●			●	●	○	○	
13日	山王祭				●	●	○	○	
彼岸	春季皇靈祭	●		●	●	●	○	○	
4月16日	神明祭			●		●	○	○	
17日	例本祭	●	●	●	●	●	○	○	
18日	後宴			●				○	
5月8日	卯月八日	●					○	○	
11日	麦芽日待	●					○	○	
11日	四月祭	●	●	●	●	●	○	○	
6月5日	五月節句	●		●			○	○	
	植付休ミ	●					○	○	
	神田祓						○	○	
	大 祓			●			○	○	
7月11日	納涼	●					○	○	
14日	祇園祭					●	○	○	
17日	夏祈禱						○	○	
31日	虫 送					●	○	○	
8月1日	虫 干							○	
7日	七日盆	●		●			○	○	
15日	大盆	●		●			○	○	
17日	盆 踊(対島祭)					●	○	○	
9月1日	八 朔	●					○	○	
9日	節 句	●					○	○	
18日	日 待	●		●			○	○	
彼岸	秋季皇靈祭	●		●		●	○	○	
10月1日	神入レ行事						×	×	
	居 残	●					○	○	
13日	豆明月							○	
15日	芋明月							○	
24日	秋 祭	●	●	●	●	●	○	○	
12月1日	薪 仕	●					○	○	
9日	山 割								
15日	煤 払							○	
16日	神明講			●					
19日	帳 締						○	○	
25日	松 切						○	○	
28日	御鏡携 伊勢参り			●			○	○	

には供物からみても神仏混淆の名残りが認められる。灯明は社務所に保存されている火打ち石でおこし、木クズを燃やしてつけられる。火打ち石と木クズが入った器を灯明枘といい、これをもって神主が火をつける。灯明は毎日一日、一日、一七日、二一日、末日の定期的な灯明と、正月・祭典など行事の灯明とがある。行事ごとの灯明には、年五回の御供を供える祭典のように全部に灯明するもの、神明講（一二月一六日）のように本社と春日社だけに灯明するもの、また山王祭のように末社にのみ灯明する行事とがある。

次に大正九年、昭和一六年、昭和五三年の年中行事録を比較してみよう。五三年の年中行事録を基本として大正九年と昭和一六年の行事録に記載があるかどうかを分析してみると（表4）、ほとんどの行事が三つの行事録に記載されており、これで見える限り、神主期間の変更にもなう神入れ行事などをのぞいて変化が見られないといえよう。大正九年には記載のない行事が多いが、これも行事自体が行なわれていなかったとはいえない。『帳簿精算帳』における行事<sup>(1)</sup>記載も現在とほとんど変化がないから、日吉神社の年中行事は少なくとも最近七〇年間は極めて安定的に行なわれているといえよう。

(2) 春の例大祭

日吉神社の春の例大祭は四月一七日に行なわれるが、前日には境

表5 春季例大祭順序（1981年）

16日	15:00	宵宮準備
	16:00	神明祭
	16:30	灯明
	16:40	宵宮神楽
	16:50	灯明
17日	19:00	御供蒸し開始
	21:00	宵宮参り
	0:00~12:30	御供洗い
	1:00~1:45	小餅奉納
	3:00	御供いれ
	3:30	朝食
	4:30	御供盛
	5:40	御供奉納
	6:20	直会
	13:00~14:30	例大祭

内社の神明社の祭礼があり、また一六日から御供づくりが行なわれるので実際には二日つづきの祭となる。二日間の祭のおよその順序は表5に示す通りである。以下の観察記録は一九八一年の観察記録を中心とするものである（巻末の写真参照）。

春の例祭の準備は四月一六日午後三時頃の宵宮の準備から始まる。まず日吉神社の入口の勧請縄のそばに鉦（四個）と太鼓（一個）が若連中（若者組）の手によって備えつけられる。例大祭において若連中は何ら公的な役割は果たさないが、会所に集って徹夜で焚火をし、時には子供たちにまじって鉦や太鼓を打つ。三時すぎ新座・禰宜・神主が神社に集って、本社の右側の神明社の前で神明祭の準備にとりかかる。神明社は平木という水田に近い場所に祀られていたものを一〇年程前に境内に移したものである。準備は神主が中心と

なつてコモを敷き、湯立神楽に使う釜と水、太鼓および各種の供物を用意する。供物は御神酒・洗米・水・塩の四つで、三方の上に載せられる。湯立神楽で用いる榊と笹は禰宜が準備すると定められている。湯立の釜の火は神主が社務所に置かれている火打石でつける。灯明をはじめとして神社の火はすべてこの火打石でつけられる。三時半前に近隣の鯉江から市女<sup>(12)</sup>が到着し、神主も白い正装をまとして準備は完了する。四時すぎから神明祭が始まる。参加するのは神主・禰宜・新座・市女の四人だけで村人は一人も来ない。しかも新座は脇に控えるだけなので実際には三人だけでとり行なわれる。神明社の正面に市女がすわり、その隣に神主・禰宜と着座する。神明祭の中心は市女が行なう湯立神楽であり、岩戸開き、御幣の舞、笹の舞、湯矛、湯笹からなっている。禰宜はこの祭では太鼓をたたく役である。まず一同が神明社を拝んだあと、市女が神楽を舞い塩と米をまく。つぎに水を釜の中に入れて、湯をひしゃくでとって神明社に供える。これが終ると御幣を釜の中に入れ、また笹で釜の中の湯をかき混ぜて、あたりに湯水を撒く。そして最後にふたたび一同が神明社を拝む。こうして約三〇分で神明社の前での祭は終了する。市女によれば神明祭は五穀豊稔、家内安全を祈願する祭だという。神明祭の跡かたづけは新座と禰宜が行ない、神主は灯明柝をもつて本社と春日社の四カ所の灯明をつける<sup>(13)</sup>。これは宵宮祭の開始を意

味する灯明である。春の例大祭の灯明は一日(宵宮)から一八日(後宴)までの三日間にわたってあげることになっている。四時半から約一〇分間にわたって拝殿で宵宮祭が行なわれる。この宵宮祭に参加するのも先の神明祭に参加した四人である。宵宮祭では市女の舞う宵宮神楽が中心である。ここで舞われる神楽は近江の里神楽系統の神楽で太々神楽舞とよばれる。この神楽は全部で一四段から成っているが、ここで舞われるのは岩戸開き、榊、御幣の始めの三段のみである。神楽のあと神主と禰宜が拝礼して宵宮祭は終了する。次に神主は宵宮終了後、すでに灯明をあげた本社・春日社以外の主要な境内末社(愛宕大明神、津島神社など)や常夜灯のすべてに灯明をあげる。この頃より境内では若連中が夜とおしの焚火を始め、鉦や太鼓を打って祭の雰囲気徐徐に盛りあがる。

宵宮の一六日、青山の各家ではヨミヤダンゴ(ヨモギの葉を入れた餅)をつくり、床の間や仏前に供えたのち、近隣のシンルイの家に行って行き「まつりに来て下さい」とシンルイを招く。また夜九時頃になると各家の男がミキスを持って日吉神社に詣る、これをヨミヤマイリとよんでいる。ヨミヤマイリは各家それぞれに行なわれるので、村人が一堂に会することはない。

神主の家ではこの晩から御供づくりが本格的に始まる。御供の準備はすでに一四日の朝からとりかかる。神田でとれた粳米四升五合

を一四日朝に洗い、つけておくのである。御供は一升五合ずつ三臼蒸す。一六日夜七時頃から蒸し始める。蒸すのは神主の家の台所の釜である。日常使っているクドはこの時には使わない。一一時頃禰宜と古神主（昨年神主をつとめた宮衆、氏子総代）が神主の家に集まり、一二時頃から三人で蒸した米を一臼ずつ水洗いして、ふたたびカマドにかけて蒸す。この作業は三〇分程で終わる。午前一時頃になると神主はひとり以小餅を神社に奉納する。この時には本社をはじめとして、一重ね一合の小餅が二三重神社に供えられる。また一七日の例大祭にはこのほかに本社と春日社には一升の重ね餅を供える。餅は一四日頃に洗って、一五日に神主の家でつく。この時使う米も神田からとれた米である。神主の家にはまた神田からとれた米の初穂が天井から吊るされており、これも供物として一七日に供えられる。神主は小餅を飯台に入れて、神社に行き、本社から順々に末社に至るまで小餅を供える。供えおわるとそれぞれに参拝し、ただちに小餅を下げて社務所におさめる。この時小餅を供える順序は特別の順序ではなく、およそ各神社の配置順に従っている。小餅の奉納は二時頃には終了し、神主は家にもどってしばらく休む。午前三時頃になると、米が蒸しあがり、いよいよゴクイレが始まる。ゴクイレは蒸した米を熱いうちに竹製のミーで何度もこねて固めて、飯台に納めることである。タケミーを使って米を固める作業

は力のいる仕事で神主・禰宜・古神主が何度も交代して作業をする。飯台は本社用と春日社用の二つがあり、春日社用はやや小さい。これは供える御供の数が異なるからである。飯台におさめると上にビニールをかけ、さらに菰で蓋をする。最後に二つの飯台に天秤棒をつけて約三〇分でゴクイレは終了する。このあと神主・禰宜・古神主の三人で朝食を食べる。四時半をまわった頃、御供は禰宜によって神社拝殿の御供所まで運ばれる。

午前四時半頃から社務所にはゴクモリを担当する宮衆が集り始める。宮衆たちは平服でやってきて、社務所で袴・袴をつけた正装に着替える。この間は社務所の囲炉裏のまわりに集って雑談にふける。新座はこうした時に茶を出す。囲炉裏のまわりに座る席は厳格に定められており、一番上座に神主と禰宜、その脇に年長が座る（図4参照）。この三人が上座である。あとはほぼ年長順に着座する。新座は最も末の席である。神主の妻は御供所で待機する。こうした時、かつては神主の妻は嫁入り衣裳をまとったといわれるが、現在は黒地の正装で済ませる。宮衆の一〇人と神主の妻が揃うと神主と禰宜がゴクモリのお願いの挨拶をし、宮衆は社務所を出て手水所で清めたのち、御供所の所定の位置につく（図5参照）。この時神主は本社の本殿で、また禰宜は春日社の本殿で御供の完成を待つ。ゴクモリは宮衆の分業で行なわれる。まず神主の妻が飯台から一膳ずつ

三、宮座祭祀の儀礼

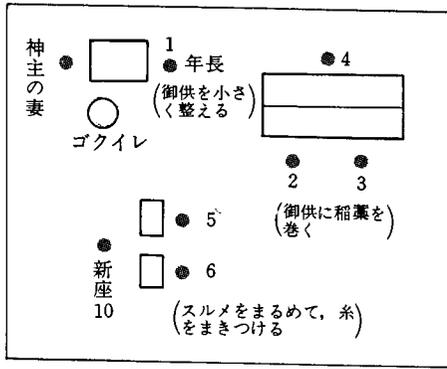


図5 御供所での御供盛

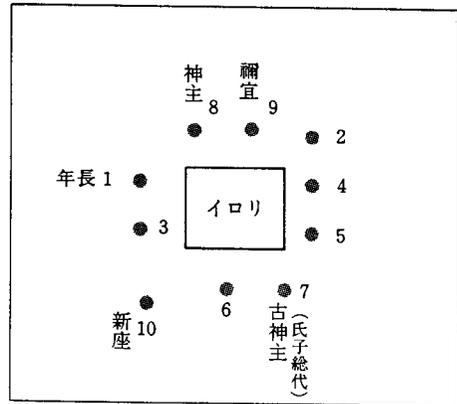


図4 社務所における座順

の米をよそって、前にいる年長に渡す。年長は手で形を整えてから、後ろに座っている宮衆（年長順で四番目）に渡す。神主の妻と年長は御供に息がかららないように口を手拭でおおっている。年長から御供を受けとった宮衆はこれに藁を巻き、さらにその上に三番、二番の宮衆が藁を巻いて御供は完成する。一方五番、六番の宮衆と新座はスルメを巻く仕事をする。御供はまず本社の御供（一八膳）からつくり始め次に春日の御供（五

膳）をつくる。用意した米があまれば、神主の妻が小さくにぎっておにぎりのようにつくっておく。これは宮衆の直会用である。こうして全部の御供ができあがると、御供・スルメ・箸などを一膳ずつ台にのせて本社・春日社および境内の末社に宮衆全員で供える。御供を供えたあと、宮衆は神主を中心とするグループと禰宜を中心とするグループに分かれて、本社・春日社を始めとして境内の各社にお詣りする。このとき神主と禰宜は長い棒に御幣をつけたものを持って拝む。その他の宮衆は扇をやや広げてお詣りする。二つのグループは何度か別々に参拝したあと、最後に揃ってふたたび本社を参拝する。これで御供盛は終了する。

午前六時頃になると市女が来て、宮衆一〇人が拝殿に着座して朝神楽が始まる。神楽は前日の宵宮神楽と同じ太々神楽であって、しかも岩戸開き、神・御幣の三段の舞いであることも全く同じである。神楽のあと宮衆全員が本社の方向に向って拝礼して朝神楽は終了する。<sup>(16)</sup>朝神楽のあとは御供をすべておろして、御供所で宮衆一〇人による直会が行なわれる。この時御神酒を飲み御供を食べる。この直会も一〇分程で終了する。次に宮衆は社務所にもどり神主が全員の前で、「春祭の御供無事あがりました。これも年長さんを始め、みなさんのおかげでございます。ありがとうございます」と挨拶すると、一同がこれにこたえて、「おめでとございます」といっ

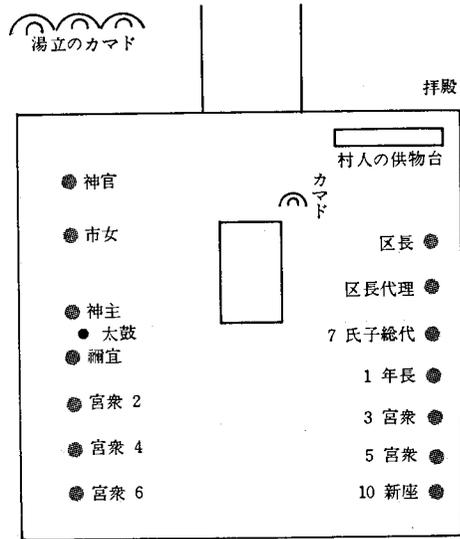


図6 春祭拝殿座順

て朝の行事はすべて終了する。宮衆は着替えたあと、囲炉裏のまわりに集ってしばし雑談にふける。

日吉神社の例大祭は午後一時から神社祭式にもとづいて行なわれる。この時宮衆一〇人のほか妹からの神官と鯉江の市女が加わる。青山の村人はほとんど参加しないが、酒・パン・即席ラーメン・菓子などの供物を供える。これをととのえるのは新座の役割である。図6に示すように全員が拝殿に着座したのち、まず神官が拝殿・社務所・宮衆の順にお祓いをする。そののち供物を宮衆全員の手で本殿に供える。本社には三方に入れた供物が五つ、春日社は三つである。供物は酒・餅・初穂・リンゴ・ダイコン・鮎・菓子・パンなど

である。供物を供えたあと本殿で神官が祝詞を奏上し、つづいて市女が拝殿で湯立て神楽を舞う。拝殿では火をつけないが釜が用意され、紙片が湯のかわりに撒かれる。一時五〇分ぐらいから、今度は市女が拝殿から外に出て本殿との間につくられた三つのカマの前で湯立神楽を舞う。<sup>(17)</sup> 三つの釜には火がつけられ、湯がわきたっている。市女は前日の神明祭の湯立て神楽と同様に湯の中に笹を入れて、湯水をあたりに撒く、三つの釜で全く同じ所作をする。湯立神楽が終わると、拝殿で神官が玉串を奉奠し、そのあと、区長・区長代理・神主・禰宜・氏子総代・その他の宮衆の順序で玉串を納める。このあと供物を下げ、全員が拝殿から本殿に拝礼して例大祭は終了する。このように例大祭は全く神社祭式に沿って行なわれる。一九八一年の例大祭は午後二時半にはすべての儀礼が終了した。この例大祭の最中に村人が少しずつ神社にやってくるが、老人や女性・子供が多く、男はほとんど参加しない。例大祭終了後神社に来た村人に対して宮衆は供物を分ける。そのあと村人たちは本殿まであがって参拝して帰る。

これまで一九八一年の観察を主体として日吉神社の春祭の儀礼を記述してきたが、この儀礼過程を分析するといくつかの特徴を指摘することができる。第一は儀礼のうち神主が中心となつて、主として宮衆によって運営される儀礼と、これに区長・神官などが加わっ

て主として神官によって運営される儀礼とに区分されることである。宵宮から一七日早朝の御供盛に至る儀礼は前者であり、この儀礼には小餅供えや御供づくり、あるいは御供の形などにおいて青山独自の伝統的要素が濃厚である。これに対して一七日午後例大祭は神官主導により、全面的に神社祭式に沿って行なわれる儀礼であって、何ら青山の独自性は認められない。しかしこうした区分をする場合、市女が行なう神楽の位置は微妙である。近江の宮座祭祀における伝統的儀礼と外来的儀礼の複合は、御上神社（野洲町）の秋祭などにもさらに複雑な形で認められるから（上野和男 一九八〇）、こうした事実はこの地域にかなり一般であるといえよう。第二は春の例大祭に村人の参加がほとんど認められないことである。村人は宵宮にミキスをもって神社に参拝し、当日は菓子・酒などの供物を供える程度であって、春祭の期間中神社には少数の老人・女性をのぞいてほとんどの村人は来ない。このことは青山の例大祭が、村人の多くが参加するにぎやかな祭ではなくて、宮衆の一〇人が村人を代表して静かに神を祀る祭であることを示している。一九八五年にはこの例大祭の当日、農作業に従事している村人もあった。第三は、大正九年、昭和一六年の年中行事録および資料に掲げた「宮之行事」の記述と比較する限りにおいて、この祭が現在までほとんど変化していないことである。この祭の過去の観察記録が残

っていないのが残念であるが、極めて安定的で変化が少ないといえよう。このことは春祭のみならず日吉神社の行事全体についてもいえることである。

#### 四、宮座と村落社会構造

これまで青山の宮座の構造と儀礼について分析をすすめてきたが、これらは青山の村落社会構造と密接にかかわっていると考えられる。そこで次に宮座と村落社会構造と関連について考察をすすめていきたい。ここで問題となるのは、講集団・子供組・若連中などの年齢集団、家族・親族組織および村落組織であり、焦点は宮座組織の中に見られた当屋制と年齢階梯制の一般性と宮座の基礎的単位としての家の問題である。

まず青山の村落組織の特徴のひとつとして講集団の発達を指摘できる。現在青山には愛宕講（一）、神明講（二）、日待講（三）、行者講（四）、小路日待（五）の一二の講が組織されている。このうち愛宕講・神明講（伊勢講ともよばれる）はいわゆる代参講であり、年頭に宮衆の神主によって選ばれた代参者二人が京都の愛宕神社や伊勢神宮に代参するとともに、年二回米持参で講寄合を開催している。この代参も講寄合も講員間を巡回して当番制で行なわれて

いる点に大きな特徴がある。神明講では六年に一回代参がまわってくるという。講寄合を行なう講宿は「愛知川こぐち<sup>(18)</sup>」と呼ばれる順序で各家をまわる。これは愛知川の上流から下流方向に向かう家の順序、すなわち青山の東の家から西の字へと並び順で行く順序である。青山ではこの「愛知川こぐち」はこのほかの講や村の連絡係(アルキ)の順序としても採用されており、さまざまな場面における家順の決定方法となっている。この愛知川こぐちに貫かれている原理は対等性の原理であり、宮座や講組織の当屋制と構造的に共通しているといえる。この対等性原理は青山の区としての財政システムにも貫徹されている。青山区の財政は一般会計とその他の会計(水利組合会計、サブセンター会計など)からなっており、また一般会計はさらに協議費と年貢手当(寺と宮の人件費、代参講の代参費用など)に分かれている。このうち区財政の中心をなすのは、区費に該当する協議費である。ここで対等性原理との関連で問題となるのはこの協議費の徴収方法である。青山では協議費は所得割四、固定資産割三、均等割(頭割)三の比率で各家から徴収される。各家には資産や所得に応じて本数が定められ、その本数によって各家の協議費の額が決定される。すなわち各家はその時々所得や資産に応じて協議費を支払うのである。この本数は毎年十二月二〇日(宮衆の会計決算である帳メの翌日)のテンマ(伝馬)とよばれる

区の決算の日に区の役員によって決められる。たとえばある家では頭割六四本、資産割九三本、所得割九七本、計二五四本で協議費は八八九円(昭和三八年)となっている。この本数は年によって変動がある。つまり家々の経済状態の変動を前提として成立しているのである。これは各家の協議費負担の実質的平等をはかるシステムであり、この原理は宮衆の財政における各戸からの御供米の徴収方法と同一である。このように青山においては宮衆と区の両方の財政システムに実質的平等の原理が貫徹されているといえる。この点においても宮座組織と村落組織との原理的共通性が認められる。

青山の宮衆組織にみられる年齢階梯制と関連すると思われるのは子供組・若連中などの年齢集団組織である。青山には年齢集団が極めてよく発達し、現在でもその組織が強く維持されている。青山における年齢集団組織の全体はすでに図2に示した通りである。子供組はこの全体の最も下に位置づけられる年齢集団であって、八歳から一四歳までの年齢の男によって構成される集団である。子供組はいわば一時的な集団であり、ウザイウザイ(七月)、オシヨライ迎え(八月)、ドンド(一月)などの村の行事の際に機能する。固定的な組織はもたないから、内部の年齢序列も明確でない。子供組を終わったあと一五歳になると若連中に加える。若連中は一五歳から四〇歳までの男子によって構成される青山の伝統的な年齢集団である。

若連中は近代以前から青山に存在した年齢集団であるが、明治七年に形の上では解体され、「防禦者」とよぶ新しい年齢集団が組織されたことになってゐる。しかし実質的には若連中は防禦者と名をかえて今日まで存続してゐるのである。「防禦者」という名称は愛知川の洪水その他の自然的あるいは社会的外敵から村を防禦するために名付けられたものである。実際に若連中は愛知川の氾濫を防止するばかりでなく、青山全体の山の管理や稲盗人を防ぐための稲番を組織したりしてゐる。山の管理は青山全体の所有する山・宮山のみならず個人の山にまで及び若連中はこの点について強い権限をもつてゐた。若連中への加入は一月一五日の元服とよばれる入団式を経て行なわれ、加入資格をとくに長男に限定することもなかったが、年齢の上昇にともなつて各家の相続者に限定されるのが一般的であつた。若連中の内部は新座（一五歳）、中老（二五—三五歳）、小頭（三九歳）、頭（四〇歳）に区分されており、年齢による上下関係は大正一一年の掟に「上級ノ者ノ命ハ直ニ服従スヘキ事」とあるように極めて厳格である。この厳しい上下関係は現在でも続いており、若連中の役割のひとつである盆踊り大会の準備などにおいては、頭の指揮に従つて規律ある行動がとられる。この若連中を脱退すると約一〇年前後のあいだ（その時々々の状況によつて宮衆への加入の年齢は一定でない）をおいて宮衆に加入し、宮衆を脱退したのちは寺

世話に入る。若連中・宮衆・寺世話に加入した一年目はいずれも新座とよばれており、村人の話によれば青山の男は一生に三度新座を経験しなければならぬという。このように子供組・若連中・寺世話には宮衆と同じ強い年齢階梯的原理が認められるのである。

青山におけるこうした年齢集団の発達は、青山の宮衆を年齢階梯制原理によつて組織化することに密接にかかわつてゐるように思われる。この点をより一般的にいえば、子供組・若連中などの年齢集団が発達してゐる村落においては、宮座組織に年齢階梯的要素が濃厚に見られるのに対して、年齢集団の発達してゐない村落においては、宮座は年齢階梯制以外の原理によつて組織される傾向が強いといふ対応関係である。この点をこれまで調査を試みた近畿地方のいくつかの村落の事例で検討してみよう。まず青山の隣の小倉の宮座は東西二座からなり、一〇人で構成される宮衆にそれぞれ年齢順に加入する。小倉には六、七歳から一二歳ぐらいの間に座入の儀礼としてミヤノトウ(宮の当)があり、この座入りの順序に従つて五〇歳前後に宮衆に加入する。宮衆に入つて九年目に神主を務める。この小倉には年齢集団組織として子供組・ワカインシュウ(若連中)が発達してゐる。子供組は八歳から一四歳までの子供(男)によつて構成され、八歳の入りたてはスワ、九歳の者はスワツバ、一三歳はカツバ、最年長の一四歳はカシラとよばれる。青山と同じように子供組

は盆行事などの行事にあたって機能するが、内部序列は青山より厳格である。若連中は一五歳から三四歳までの男によって構成される。加入はとくに長男に限定していないが、転出した次三男は脱退する(長男は転出しても脱退できない)。若連中の内部はスワカインシュウ(一五歳〜一六歳)、トウバン(三〇歳)、中老(三一歳〜三四歳)、中老頭(三五歳)に区分され、年齢階梯制にもとづく上下関係が明確である。現在の若連中の活動の中で最も重要なものは、八月一五日の盆踊り大会であるが、この準備および運営は中老・頭の指図に従って年齢の秩序にもとづいた役割分担で行なわれる。また野洲郡中主町須原(一九七五年調査)においても年齢階梯制的宮座がみられ年齢集団が発達している。須原の苗田神社の宮座組織の中核は二〇人で構成されるオトナ(もしくは宮年寄)である。オトナは二〇人の定員制で死者ができた時のみ年齢順に従って成員が補充される。オトナのうち年齢順に上一〇人をカミジュウニン、下一〇人をシモジュウニンとよびカミジュウニンのさらに上五人をカミゴニンとよぶ。カミゴニンは年齢の上の者から一番尉・二番尉・三番尉とよばれ五番目をゴニンメとよんでいる。ゴニンメになるときは特別に披露がある。神事当番は二〇人目のマエガミがシンのリイの援助を得て務める。神事は九月一日にマエガミが、他のオトナ一九人を招くという形で行なわれる。こうした宮座組織をもつ須原の

ワカインシュは一四歳から二五歳までの長男によって構成されている。一月一五日に元服とよばれるワカインシュ入りの儀礼があり、これを経てマエグミというワカインシュの下位の区分に位置づけられる。年齢の上昇にともなうフタクミ・ミクミとなり、最年長の二五歳になるとカシラをつとめる。

このような年齢階梯的に組織された宮座に対して、野洲町三上(一九七五—一九八〇年調査)では御上神社の宮座には年齢階梯的原理は全くみられず、年齢集団も発達していない。三上の宮座は長之家・東座・西座の三つの座から構成されているが、ここではオトナや宮衆のような組織はなくそれぞれの座によって毎年二人ずつ(現在長之家は一人のみ)の神事当番(トウニン)が決定され、このトウニンが芋茎輿を御上神社に奉納する。トウニン決定の順序は年齢原理とは全く無縁であって、長之家、西座は伝統的に家順が固定し、また東座は親が死んで一七年後に神事当番を務めるといふ原則を採用している。御上神社の宮座は当屋制を基本原理としながらトウニン決定の方法に年齢原理を採用していないひとつの典型的な事例であるといえよう。奈良県や三重県の宮座にも年齢階梯的要素は稀薄である。たとえば奈良県宇陀郡室生村小原の宮座では毎年三軒のトウヤが決定されるが、その順は「昔から決まっていた順」である(蒲生正男編 一九八〇)、また三重県一志郡美杉村三多気・杉

表6 青山の家族構成

分類	世代	家族構成	青山								小倉					
			家族員数								実数	%	実数	%		
			1	2	3	4	5	6	7	8						
夫婦家族	I	1. 世帯主+夫婦	2								2	4.34	5	5.5		
	II	2. 世帯主+子 3. 世帯主+夫婦 4. 世帯主+夫婦+子		1	2	3	4	2	1		10	24.05	8	8.8		
直系家族	II	5. 世帯主+夫婦+親及び子夫婦			2						2	4.34	3	3.3		
		6. 世帯主+夫婦+孫				3	1				4	8.68	1	1.1		
	III	7. 世帯主+子+孫											1	1.1		
		8. 世帯主+子+夫婦+孫				1	1	1			3	6.51	5	5.5		
		9. 世帯主+子の配偶者+孫											1	1.1		
		10. 世帯主+子及び子の配偶者+孫					1	5	1	1	3	6.51	2	2.2		
		11. 世帯主+夫婦+子の配偶者+孫									6	13.02	23	25.2		
		12. 世帯主+夫婦+子の親+孫											1	1.1		
		13. 世帯主+夫婦+子の親+夫婦+孫									1	2.17	1	1.1		
		14. 世帯主+夫婦+子+親+夫婦+孫					1	6	2		9	19.53	22	24.2		
		15. 世帯主+夫婦+子及び子の親+夫婦+孫											1	1.1		
		16. 世帯主+夫婦+子+親+孫											1	1.1		
		17. 世帯主+夫婦+子+夫婦+孫+親								1		2	4.34	1	1.1	
		傍系家族	III	18. 世帯主+夫婦+子+親+姉妹											1	1.1
				19. 世帯主+夫婦+子+親+オバ											1	1.1
				20. 世帯主+夫婦+子+弟夫婦											1	1.1
			IV	21. 世帯主+夫婦+子+親+オジ・オバ											1	1.1
22. 世帯主+夫婦+子及び子の親+夫婦+孫										1	1	2.17	1	1.1		
合計			2	1	7	8	11	10	4	3	46	100.0	91	100.0		

平の真福院の宮座においては、トウヤは家並順もしくは伝統的な家順によって決定される（当屋組によって決定方法が異なる）（蒲生正男編 一九八三）。これらの村落においては年齢集団も未発達である。宮座と年齢集団にかかわるこれらの事実から、年齢階梯制原理は宮座組織の当屋決定方法のひとつにすぎないものであって、これを採用するかどうかは村落社会の構造、とりわけ年齢集団のあり方と深く関連しているといえよう。次に宮座の基礎的単位をなしている青山の家族および親族組織について検討してみよう。

青山の家族は家族規模も大きく、家族構成もやや複雑である。平均家族人員は四・七六人で、家族類型としては直系家族が六七・五%を占め、また親夫婦と子供夫婦が同居している家族が四一%に及んでいる。このような青山の家族は典型的な直系型家族であり、祖名継承法や位牌祭祀などの祖先祭祀も父系単系的であって、父—息子の関係がとりわけ強調されている。隠居制は青山の家族には見られない。この父子関係の強調は、宮座の神主を各家が一代に一回、父のあとを息子が務める方法に合致しており、この意味で青山の家族は宮座の単位にふさわしい構造をもっている。またオモンルイとよばれる父方・母方の双方に広がる親族組織は、冠婚葬祭において機能するばかりでなく、すでにみたように神主就任の儀礼である神入れや水行にあたっては神主家を援助する役割を果す。青山にお

いては同族組織のような単系的な親族集団は全く見られない。青山の婚姻形態についてみると、嫁入婚が基本であって、村内婚の比率は五%、イトコ婚は一一・五%でいづれも高い率とはいえない。総括的にいえば、青山の村落社会構造は直系型の安定した構造をもつ家族を構成単位とし、家々の対等性にもとづく当屋制を基本原理としながら、その枠内において短期的には年齢階梯原理によって人々の上下関係が規定されているといえよう。この意味において、青山の宮座組織と村落社会構造は適切なな関係をもち、「当屋制村落」と規定しうる村落社会構造を形成しているといえよう。

## 五、結 語

これまで青山の宮座の組織と儀礼およびこれに関連する社会構造について分析をすすめてきたが、ここでは本稿の冒頭に提示した課題に即して概括を試みて結びにかえたいと思う。第一は青山の宮座の原理をどうとらえるかの問題である。<sup>19)</sup>すでにのべたように青山の宮座組織である宮衆は五五歳前後の年齢の一〇人の男子で構成されているが、その背景には青山の全戸があり、一定の年齢に達して、その他の条件を満たせばすべての家の相続者がこの宮衆に加入することができるとなっている。また氏神祭祀にかかわる費用は宮

衆のみが負担するのではなく、青山の全戸がそれぞれの家のその時々々の経済状態に応じて拠出する金によってまかなわれている。したがって宮衆は長期的にはすべての家の者が加入できる点で青山の全戸を単位とする集団であり、短期的には特定の家の一定の者によって構成される個人の集団である。こうした宮衆という組織の二面性に対応して、宮衆を規定している原理にも当屋制と年齢階梯制の二つが併存している。当屋制とは青山の場合神主の役割を毎年交替し、宮衆に入ると三年目につとめ、結果としてすべての家の相続者に順次この役割を割りあてる制度であり、氏神祭祀における対等的奉仕を保障する制度である。この対等奉仕に対する氏神祭祀費用の対等負担の制度も確立されている。すなわち青山の全戸はその時々々の資産や所得に応じて御供米金を拠出するのであり、これは、実質的平等負担の制度である。この制度はまた青山の家々の相対的経済状態が変化することを前提とする制度、すなわち流動的経済階層を前提とする制度でもある。この考え方は短期的に見られる家々の差は長期的には解消されて対等であるとする考え方であって、階層差すなわち家格の差がもともと小さい社会に適應する制度である。当屋制が長期的な対等関係に立脚する制度であるのに対して、年齢階梯制は宮衆の加入者を決定し、さらに宮衆のメンバー間の地位と役割の上下的に規定する制度である。宮衆の内部においては年齢の最

も低い新座の地位が低く、最も高い年長の地位が高いのは年齢階梯制にもとづく地位関係である。このように見るならば宮衆という組織は家を単位として長期的な実質的平等の考え方のもとに成立している当屋制原理と、一時期において個人の集合として組織された集団メンバー間の地位の上下関係を規定する年齢階梯制原理の相互関係の上に成立しているといえる。

その相互関係は長期的対等の原理としての当屋制を基本とし、これを前提としながらこの枠内において短期的上下的原理としての年齢階梯制が機能しているという関係である。なぜなら宮衆のメンバーは構成単位としての家の代表として宮衆のメンバーとなっていないのであって、家の枠を越えてメンバーになっているのではないからである。これを可能にしているのは青山の家族が直系型家族の構造をもち、極めて安定的に存続しているからである。また家の新たな成立や退転が見られたとしても、すでにのべたように青山の戸数は近世以来五〇戸前後を堅持しており、村落規模が安定的であることにも関連していると思われる。氏神祭祀を座という組織をつくって行なおうとする場合、その単位としてふさわしいのは不安定な夫婦家族を基盤とする核心型家族ではなくて、安定的な直系型家族なのである。また当屋制と年齢階梯制との関係を広く近江を始めとする近畿地方でみた場合、当屋制はすべての宮座に共通してみられる

が、年齢階梯制原理は一般的であるとはいえない。つまり短期的な宮座組織の地位関係を決定する原理としては、家の並び順とか親の死亡年代順とか伝統的な家の順序などさまざまな原則がみられるのである。その中でとくに年齢集団の発達した村落において、年齢階梯制の原理が採用される傾向が見られるにすぎない。こうした点から考察しても、宮座は当屋制を基本原理としながら、その枠内において年齢階梯制をはじめとする二次的原理を採用していると理解することが妥当である。したがって宮座は年齢階梯制を基本原理とする集団と規定することは、現象的にも原理的にもできない。

第二は青山の宮座の儀礼過程の分析である。日吉神社は近世には八王子権現という名称で隣接する善勝寺と合わせて神仏習合の祭祀対象であったが、明治政府の神仏分離政策によって善勝寺と切り離され、菅原神社を経て現在の日吉神社となった。また日吉神社の祭祀は宮衆によって行なわれたが、宮衆は市女と職業神主をもたなかったため、この二つの役割は外部に依存せざるを得なかった。こうした事実が日吉神社の祭祀儀礼に次のような特徴を与えることになった。そのひとつは現在の祭祀の中にも仏教的行事が多く、神仏習合の色彩を濃厚にとどめていることである。しかも仏教的行事にはほとんど善勝寺の住職が参加せず、他村の天台宗の寺から住職が来て祭祀を執行しているのである。これをどのように理解すべきであ

ろうか。これを解くのは善勝寺がかつて天台宗の寺であったという伝承である。つまり日吉神社の祭祀における仏教的行事は天台宗の行事であると考えられることである。浄土宗となった善勝寺とは神仏分離の状況が実現されても、それ以前の天台宗との神仏習合の状況は現在に至るまで存続し、これが現在でも日吉神社年中行事のさまざまな行事にあらわれていると考えられるのである。とすれば善勝寺の改宗の時期は明らかではないが、神仏分離が行なわれるかなり以前から善勝寺との間では神仏分離の状況にあり、氏神の名称変更は単なる名称の問題ではなかったのかという解釈も成り立ち得るように思われるのである。日吉神社の祭祀儀礼のいまひとつの特徴は宮衆の神主が運営する行事と、外部から来る神官が運営する行事の重層的構造である。

第三は宮座と村落社会構造との相互的關係の問題である。ここでは青山の宮座を構成している当屋制との年齢階梯制の二つの原理が村落組織の中にどのように認められるかをまず検討してみると、年齢階梯制は子供組・若連中・宮衆・寺世話に共通する構成原理として認めることができる。この点だけに注目するなら青山には年齢集団が発達し、年齢の上昇に応じて人々の役割が変化する年齢階梯制社会の様相を呈している。このことは図2を見れば明らかである。

図2においていまひとつ注目すべきことは子供組・若連中と宮衆・

寺世話の間に一〇歳程度のブランクがみられることである。このことは若連中が主として山の管理（村有のみならず個人有の山もかつては管理していた）や村の安全の確保といった世俗的政治的勢力の中心であり、宮衆は祭祀的儀礼的な勢力の中心であって、この二つが年齢的にも分離していることを意味していると考えられる。この年齢のブランクは両勢力の緩衝の役割を果たしているのである。次に当屋制は神明講・愛宕講など発達した講集団の原理として認められ、また当屋制にもみられる実質的平等の原則は、区財政における協議費の徴収方法の中にも採用されている。これらのことから青山の村落組織の構成原理として当屋制と年齢階梯制は極めて重要な原理であることは明らかであるといえる。家を基本とする当屋制の原理と、個人を基本とする年齢階梯制は原理としては対立するものであるが、青山の社会構造においてはこの二つの原理が相矛盾することなく、むしろ整合的に機能している。これは当屋制を基本原理、年齢階梯制を二次的の原理として両者に格差を設けているからである。したがって年齢階梯制といっても青山のそれは当屋制という基本原理の枠内における年齢階梯制なのである。結論的にいえば、青山の宮座は強固で安定的な家を基盤として、家間の実質的平等の実現のなかで組織され、年齢階梯制原理を二次的の原理として、極めて無理のない安定的な体系として成立しているのである。

註

- (1) この報告は一九八五年七月二四日の共同研究「儀礼・芸能における民俗的世界観に関する研究」の研究会における報告「近江青山の宮座儀礼―滋賀県愛知郡愛東町青山―」にもとづくものである。青山の調査ははじめ明治大学政治経済学部社会学演習の実態調査として行なわれ、その成果はモノグラフの報告（明治大学政治経済学部上野ゼミナール、一九八一）として刊行されている。その後一九八一年四月と一九八五年四月の二回、日吉神社春祭の調査を単独調査として行なった。このうち一九八五年の調査は国立歴史民俗博物館の共同研究「儀礼・芸能における民俗的世界観に関する研究」の現地調査の一環として行なわれたものである。これらの調査を通じて青山孝三郎氏（当時区長）、青山利平氏（一九八一年神主）、北村正己氏（一九八五年神主）を始めとして青山の方には大変お世話になった。ここに記して謝意を表したい。
- (2) 日本の村落構造類型のひとつとして、同族制村落、年齢階梯制村落のほかには当屋制村落を設定したのは蒲生正男（一九七九）である。蒲生正男は当屋制村落の特徴を以下のように要約している。  
「それは神社祭祀のトウヤ、葬儀の際の墓地の穴掘りに従事するヤマン、その他ムラの公共的作業の当番などがすべて地域社会を構成する各戸が順送りで平等に負担するのを特色としている。加えてムラの諸経費の分担も所得や不動産などに合わせながら実質の平等をはかり、またムラ内部で各種の講を営んでそのトウヤも各戸で順送りで平等につとめることなど、近隣関係を基盤とする互助と協同が著しく、長期的にみて各戸の対等、平等を貫いているのを特徴としている。……言ってみれば両者（同族制村落と年齢階梯制村落）は、いずれも積極的に経済的目的達成を第一義的とし、祭祀の目的達成が第二義的であったのに対し、『頭屋制村落』は神社祭祀や葬儀の執行をむしろムラ存立の第一義的目的としているものである」（蒲生正男一九七九、四三頁）
- (3) 青山の宮座については、青山在住の青山忠治郎氏による「氏神様の神事」（一九七九）のほかには宮畑己年生（一九六六）に行事記述があるのみである。
- (4) この地誌と同じ年の青山について記した『滋賀県物産誌』（一八八〇年）には、「一人戸五〇軒、人口二四五人」とあり、やや人口が多く記載されている。
- (5) 約一〇年前水田の近くにあった神明社が、日吉神社境内に移された。その他の境内末社については明らかでないが、あるいはこのようにして続々と神社境内に集まって来たのかも知れない。
- (6) 一九八一年に神主を務めた家の床の間には日吉神社の額はかけられていなかったが、一九八五年の神主の家には額がかけられ、塩・水・酒などが供えられていた。また神の依代とされる御幣の形にも若干の差が認められた。
- (7) 青山には宮座の当番帳のごときものは存在しないので、ここでは各年の神主が、一年の官衆の会計を記録した決算書である『帳メ精算帳』（昭和一年以降）に記載された神主名によった。
- (8) 青山では個人的理由によって神主就任を断っても、官衆に特別の金を納める必要はないが、三上の場合には「直り金」とよばれるかなり高額のを村に納入しなければならない。この差は氏神祭祀の費用負担のシステムの差である。三上の場合には祭は神事当番とそのオモシロイが費用を負担する私的運営のシステムをとっているのに対して、青山の場合は公的な会計で処理される公的運営のシステムをとっているからである。したがって三上の場合神事当番をやる家とやらない家のアンバランスを直り金という形である程度修正しようと考えているように思われる。また拒否する家に対するサンクシヨンの意味もある。
- (9) 隣接する小倉においても神主が祖先祭祀に関与する例がみられる。その行事は八月一五日早朝に行なわれる送り盆の万灯であって、子供たちが用意した竹やワラに火をつけるが、この時始めに火をおこすのが神主である。子供たちは神主の火をもらってマントウに火をつけ、送り盆の行事は小倉では神主なしにはすることができない。

- (10) 青山には餅なし正月の家が数軒認められる。ある家の場合には白蒸しの米に黒豆を入れて神棚にも供え、正月に家族で食べる。これはむかし青山三左衛門という野武士が日吉神社の裏に館をかまえていた頃、一二月三日に攻められて戦となり、正月の餅を食べることができなかったという伝承にもとづいている。豆を入れずに白蒸しの米のまま食べる家もある。
- (11) 一例をあげれば『昭和拾年帳ノ精算帳』には支出を伴った行事として、大破(一二日)、業初(一月四日)、八日講(一月八日)、拾七講(一月一七日)、祈年祭(二月二四日)、本祭(四月一七日)、植付休み(六月)、虫干(八月一日)、彼岸柴、秋祭(一〇月二四日)が記載されている。
- (12) 日吉神社の大祭には妹という村からの神官と鯉江の市女を迎えて祭を行なうのが、青山の伝統である。青山に当屋制にもとづく神主がいながらなぜ職業神主が必要なのか明らかではないが、これは村の伝統的な氏神祭祀と神社祭祀にもとづく祭との妥協と考えられよう。のちに見るように青山の氏神祭祀にはこの二つの要素が認められる。市女の役割は湯立神楽と大々神楽の二つの神楽を舞うことに限定されている。滋賀県には美鈴会という市女の団体があり近江里神楽の伝統を継承している。
- (13) 一九八五年の例大祭では、拝殿での宵宮神楽が終了したあと神主が一括して灯明をあげていた。この点は一九八一年の時のやり方と若干異っていた。
- (14) 社務所の囲炉裏端の座順は新座をのぞいて一九八五年もほぼ同様であった。
- (15) このとき氏子総代(古神主)は御供盛の役を果たさず、御供所の外にいて全体的に御供盛を監督する。また神主の妻は御供盛が終了すれば、ただちに自宅に戻る。
- (16) 朝神楽の時の拝殿における宮衆の着座順は、午後の例大祭の時の座順と全く同じである。ただし朝神楽の時には神官、区長、区長代理は参加しない。

(17) 昭和一六年および昭和五三年の年中行事録には「献湯二釜」と記載されているが、実際には三釜で行なわれている。

(18) 「愛知川こぐち」は隣村の小倉でも採用されているさまざまな当番の順序である。とくに小倉では地番もこの順に従ってつけられているのが注目される。青山・小倉以外の村落については明らかでないが、この順は対等原理を基調とするこの地域の村落の重要な家順になっていると思われる。

(19) 宮座と村落社会構造との関連、とくに家の問題について、高牧実(一九八〇)の次のように注目すべき指摘がある。「なお、民俗学および民族学の宮座を男子の結社とする見方は、家を相続する女性が宮座に加わっている事例、一時的ではあれ後家が着座している事例、さらに女房座の存在から、成り立たないものである。また、年齢階梯制の原理を認める見解も、家によって座席が固定している事例の多いことから、同様に成り立たないことが明らかで、宮座の成員は個人ではなく家の主であることに充分留意しなければならない。家の問題について、前記のように、仲村氏が、山国荘民の官途名は名主相互間における名主『家』継承の確認であるといわれ、また、三浦氏が、村座が家長権にもとづく農民間の主従的支配を保証し補強する役割を担い、村落生活にとって公的な役割を果たしていた、といわれている。近世においても、座入がその家の継承の確認であり、宮座への出座が家の主であることの相互承認であったのである。そして、女性は家の主であることによって出座し得たし、女房座も家の枠内で存在していたのである。」

〈参考文献〉

- 青山忠治郎(一九七九)「氏神様の神事」『昔ばなし愛東町』五五―五七頁  
 蒲生 正男(一九七九)「日本のイエとムラ」『世界の民族』第一三卷(東アジア)、二五―四三頁、平凡社  
 蒲生 正男(一九八一)「奈良県北部における神社祭祀と村落構造」坪井洋文編『祭祀の世界と村落―儀礼・司祭者・共同体―』四九―五五頁

- 蒲生 正男編（一九八〇）『大和室生農村の社会構造―奈良県宇陀郡室生村小原―』、明治大学社会学研究室
- 蒲生 正男編（一九八三）『三重県西郡山村の社会構造―三重県一志郡美杉村三多気、杉平―』、明治大学社会学研究室
- 肥後 和男（一九三八）『近江における宮座の研究』（東京文理科大学文科紀要一六〇）東京文理科大学
- 宮畑己年生（一九六六）『滋賀県側の民俗』『鈴鹿山地とその周辺地域歴史文化学術調査報告書』一三九―一七三頁
- 滋賀県市町村沿革史編纂委員会（一九六二）『滋賀県市町村沿革史』高牧 實（一九八六）『宮座と村落の史的研究』吉川弘文館
- 坪井 洋文（一九八〇）『焼畑村落の民俗変化（上）―滋賀県東浅井郡浅井町野瀬―』『国学院大学日本文化研究所紀要』第四五輯、一五八―二七五頁
- 坪井 洋文（一九七七）『祭りの地域的諸形態―宮座研究の視点―』『日本祭祀研究集成』第四卷、二五七―二八九頁
- 坪井 洋文編（一九八一）『祭祀の世界と村落―儀礼・司祭者・共同体―』
- 上野 和男（一九八〇）『御上神社秋祭の構造と親族組織』『近江村落社会の研究』第五号、三七―五一頁
- 上野 和男（一九八一）『御上神社秋祭における頭屋の役割―昭和五四年東座頭屋の『神事記録帳』から―』『近江村落社会の研究』第六号、四二八―六三頁
- 上野 和男（一九八四）『家族の構造』『日本民俗文化大系』八、四〇九―四五四頁
- 上野 和男（一九八五）『日本の位牌祭祀と家族―祖先祭祀と家族類型に ついての一考察―』『国立歴史民俗博物館研究報告』第六集、一七三―二四九頁
- 上野 和男編（一九八〇）『近江湖東村落社会の構造―滋賀県愛知郡愛東町小倉―』、明治大学社会学研究室
- 上野 和男編（一九八一）『近江湖東村落社会の構造（その二）―滋賀県愛知郡愛東町者山―』、明治大学社会学研究室

〔資料一〕 昭和五三年日吉神社年中行事録 大字青山宮司中

昭和五十三年  
日吉神社年中行事録  
大字青山  
宮司中

毎月一日、十一日、十七日、二十一日末日ノ五回御燈明スル事  
其ノ他彼岸祭典正月ハ其都度燈明スル

市ノ謝禮

本祭 長帳ニテ支拂フ

植付休 湯ノ麦代ニテ支拂フ

区長持神酒 本祭、秋祭、祈念祭 各一升

一、屋根掃除ヲ年二回以上行フ事

一、御供ノ前々日ニ前精進ヲ布令ル

一、境内掃除ヲ常ニ行フ事

一、十二月中（雪ノ降ラヌ内）フナゴ取りニ祢宜ト二人行ク事

一、本御供毎ニ御鏡二十三重及御酒三合必要ナリ（箸二十三膳土器

七拾余全台二十三個小芋煮豆カヤ薬一把美濃紙二枚必要）

中祭大祭毎ニ神ノ用意（祢宜ノ行事）

祢宜ハ十二月一日ヨリ一月五日迄水行ヲスル事

一月元日 御鏡

本社四重(以前ハ三重ナリシモ菅原神社合祀セラレテ四重トナル各御鏡ノ上ニ宝袋一個宛ノセル)

春日社二重 天神社一重 八坂神社一重 山王神社一重 岩滝神

社一重 辨財天一重 社務所十二重(天照皇太神宮 多賀大社 三

蔵法師 井神 愛宕大明神 山ノ神 熊野大権現 水天宮 津島神

社 八幡宮 用意二重) 計二十三重

一月元日 初御供

本社用意共十八膳(御本社四膳 天神社 大神宮一膳 八坂神社

三蔵法師 山王神社 愛宕大明神 岩滝神社 多賀大社 辨財天

水天宮 山ノ神 井神 用意二膳)

葉大根二本するめ十枚 春日社用意共五膳(社殿ヨリ春日神社二

膳 八幡社一膳 津島神社一膳 用意一膳)

一月元日 御鏡(小餅)

本社一八重 春日社五重 神酒三合

一月元旦 御燈明

大晦日ヨリ神燈ヲ消サヌ様社務所ニテ寢食シ一週間毎朝夕沐浴精

進シテ燈明衣装ニテ参拝ス油サンハ羽織ニテモ可

一月四日 縄初

勸進釣縄ヌイ 杓子幣竹管竹幣切 糊摺及的修膳 祢宜 神酒壺

升宮持(朝社務所ト拜殿ノズ縄ヲハズス打藁ニ色紙ニ枚持参 以上

材料ハ祢宜小麦藁準備 洗米六合社守持参シ糊米散米ニ用ヒ残リヲ

七日ト十五日ニ燈リ)

一月五日 法度

明キ一方ニ向イテ弓ヲ射ル 御神酒一升宮持 三人前造用社守持

(当日祢宜精進シテ神寺参拝西参声東二声布令ス 密柑柿十串ノ用

意社守 燈明及洗米ヲ供ヘル)

一月六日 六日年越

山ノ神幣祀ル(明方ニ向ひ釜え炭のき及び灰取り初め恵当の拵へ

芋作り豆の手造り八足台とソーケの準備スル)

一月七日 菜味噌(七草用意)

本社十八膳 春日社五膳(今朝全部油をさし終り参拝して家に帰

り宮司九人及隣家親戚へ年頭に行く山の神様の御幣を仕舞ふ)

一月八日 薬師講

太鼓の打ち始め(禰宜)(服装は上羽織に袴の下着用す) 燈明す

る事 社殿(床間へ燈明ト御供を供へる) 法印の祈禱(神酒 燈

明 洗米を供ふ) 田植初め(社守本社側 祢宜春日社側) 勸進繩

釣り 神酒一升(宮持この内田植酒一合を取る) 造用(當番持

宮司九人分と法印の分も含む)

一月八日 日待講

本社御鏡十八重 春日社全五重（一般は八日の夜なるも宮は朝なり 夕方は燈明する事）

一月十一日 初祈禱

夕方定例燈明

本社春日社十六禪神の掛軸を掛ける（法印礼三回分支拂 社守立替） 法印祈禱す社守禰宜参拝す 大般若経一箱出す 御酒五合宮持 造用二人分社守持 祢宜祈禱札を四ヶ所に建てる 字中札を配る）

一月十四日 十四日年越

御燈明する事 全燈判木納め（禰宜夕方参拝して納む）

松倒し（祈りの的と共に御鏡を下げる）

一月十五日 十五日正月

本社小豆粥十八膳（小豆を社守持参する事） 春日社小豆粥五膳 五穀管開き（社守祢宜装束のまま） 御燈明夕方

一月十六日 神明講

夕方燈明本社春日社のみ

一月十七日 十七講（念拂初）

太鼓 午前六時 社殿御燈明する事 夕方定例御燈明 各掛軸を懸け眞経念拂唱ふ 服装は祢着用 法印の弓納め 社守行ふ數取矢

を三十六本用意 造用（當番持） 伊勢愛宕代参載とり

舊正月

御燈明する事

本社御鏡十八膳 春日社御鏡五重

二月 節分

豆蒔き 御燈明（社務所にて豆をいり各神前に供へ後豆をまく 柊の目指を差す事）

二月初亥の日 井祭

御幣を祀る（社守と禰宜と二人にて八足台に燈明と御酒を献じ礼拝す 御酒三合社守持）

二月十五日 ネハン よもぎ 御鏡 本社十八重 春日社五重

二月二十四日 祈年祭（春日祭）

大祭に付買物其他に付前日に集合する

本社御供十六膳（但し用意共 普通より二膳減） 春日社御供七膳（但し用意共 普通より二膳増） かます鯛七枚宛 御鏡二十三

重御燈明（朝社殿 夕一般） 禰宜弓納め（數取矢三十六本用意）

御酒一升宮持（神主の燈明衣装を借りて弓納めをし其後の衣装にて参拝する）

三月三日 節句

本社御鏡十八重 春日社御鏡五重

三月十三日 山王祭

御酒三合神主持 社守祢宜二人ニテ礼拝ス 御燈明御幣ヲ祈ル

山王神社ノミ

三月 彼岸中日 (春季皇霊祭)

本社御鏡十八重 (垣ノ結ビナラシヲ行フ) 春日社御鏡五重 彼

岸中一週間燈明スルコト 善勝寺ニテ百萬遍 (神主太鼓 祢宜鐘)

彼岸中ニ柴任ラスル事

四月十六日 神明祭

御洗米御酒燈明 (社守火樹土器油持參 祢宜釜コモ持參 準備ス

ル太鼓神酒持參) 祢宜市造用社守持 よみや神楽市社守祢宜 (本殿

四燈其他全部燈明スルコト)

四月十七日 例本祭

御鏡二十三重 御供本社十八膳 御供春日社五膳 献湯二釜 神

酒一升宮持 (朝社殿燈明宮太鼓ヲ打ツ 当日御供ハ市ノ朝油菜終リ

後參拝撤饌ス かます鯛各五枚 市ノ謝礼玄米一斗五升 神楽用笹

櫛準備祢宜) 燈明全燈 (夕方行フ)

四月十八日 後宴全燈

夕方行フ

五月八日 卯月八日

御鏡二十三重

五月十一日 青芽日持

宮仕新入者本日ヨリ

御鏡二十三重

五月十一日 四月祭

本社御供十八膳 春日社御供五膳 燈明朝社殿ノミ夕一般

六月五日 五月節句

笹卷二十三把 御鏡二十三重 (神田設置準備 植付ハ精進シテ行

フ) 燈明夕一般

植付休ミ

御鏡二十三重 御神酒一升 (社守持チ) 惣酒三升 (看共社守持

大字持) 麦三合 (洗麦 社守持參)

神田祓

青竹七五三櫛ノ用意スル事

神酒三合 アゴ十枚 (上記代金ハ字補助金ヨリ差引残高ヲ祢宜ト

二分スル 神官社守祢宜ノ造用社守モチ)

大祓

植付休ト同日

供物アゴ十枚胡瓜五本供菓二斤 (宮持) 燈明社殿

七月十一日 納涼

御鏡二十三重 夕燈明

七月十四日 祇園祭 八坂神社

御神酒三合（社守祢宜二人ニテ八坂神社ニ燈明シテ祭典ス 社守モチ）

七月十七日 夏祈禱

本社、春日社各軸ヲ掛ケ十六禪師ノ軸ヲ御供所ニ掛ケ法印祈禱ス

神酒一升（造用法印禰宜歩キ三名分社守モチ）

七月三十一日 虫送

御神戸開 字持

水無月

小麦餅二十三重

八月一日 虫干

造用 宮持（防虫剤用意）

八月七日 七日盆

御鏡二十三重 燈明

八月十五日 大盆

御鏡二十三重 燈明

八月十七日 踊盆（對島祭）

八幡宮へ神写シテ行フ

神酒參升字持（社守祢宜精進シテ）

九月一日 八朔

御鏡二十三重

九月九日 節句

御鏡二十三重

九月十八日 日待

御鏡二十三重 燈明

九月 彼岸（秋季皇靈祭）

御鏡二十三重（燈明彼岸中スル事 マナゴ返シヲ行フ事 柴仕ヲ

行フ事）

十月一日 神入レ行事

昭和參拾壹年改正

十月 居残

十月中亥ノ日毎スル事

御鏡二十三重

十月十三日 豆明月

二十三膳

十月十五日 芋明月

二十三膳供ヘル

十月二十四日 秋祭

大祭ニ付集會スル

御鏡二十三重 御供二十三膳（鯛五枚カマス五枚用意） 燈明

朝社殿夕方一般

十二月一日 薪仕(早朝宮太鼓叩ク)

朝甘酒白米二升分 昼食 夕食砂糖餅(社守持チ) 御鏡二十三

重(禰宜ト二人ニテ搗ク)

十二月九日 山割

十二月十五日 煤払

十二月十六日 神明講

本社春日社燈明

十二月十九日 帳締

造用社守持

十二月二十五日 松切

早朝宮太鼓ヲ打ツ

朝 甘酒(社守持)

大祓

造用宮持 神酒一升宮持 神饌宮持(りんご みかん 菓子何レ

カ一品 果物ナレバ十三個)

十二月二十八日 御鏡搗

箸大小各一個用意新品

二升掛二白一白八ツ切(計八重 大箸ハ美濃紙ヲ添テ本社へ)

二升三白一白十切(計十五重小箸ハ春日社へ納ム)此内ニテ金銀餅

ヲ取ル(金餅粟 銀餅小豆搗交) 二升掛五白一五切(宝袋ハ金銀餅ヲ菱ニ切り栗、柿、密柑、カヤラ紙ニ包ム) 計式斗(手入ハ比ノ外トス)

年末本社春日社御膳台取替 捻箸取替 社務所障子燈籠引替  
繩三十本用意 恵当樫木 鍋ツカミ一組以上社守行事 コモ二枚  
栗柴管竹(女竹) 矢竹 九尺コモ以上祢宜ノ行事  
伊勢(神明講)参り

前日 社務所を開けて湯をわかし準備する(社守) 市たのみ御幣の紙の準備釜口神酒(講親) おはけの拵へ衣装持参(講員) 外宮内宮に対す御燈明(社守)  
当日 朝本社々殿及大神宮ニ燈々燈明(社守) 御神酒を下げて各自にただいで出発す 夕は全御燈明を献ず(社守)

〔資料二〕 宮之行事

藤川義一

宮之行事

藤川 義一

昭和十五年

十二月十九日 帳メ

藤川馬治郎(十二月十九日)

昼 海老大根、豆腐汁

(突出シ) 鱈芋、牛蒡、モロコと豆

夜 鱈、猪口、坪、平、鯖寿司、切目、蒸シ、豆腐汁、焼物(小鯖

五本)、引菓子(九ツ入)、茶菓子(三ツ入箱)

(突出シ) 鱈芋、ゴボウ、豆モロコ、焼豆腐、シタシ

十二月廿五日 松切り 大破ヒ

朝太鼓

朝 甘酒、漬物

夜 豆腐汁、来賓区长一人

(突出シ) 鱈、竹輪芋、こんにゃく、焼豆腐、ごぼう

右ハ小沢小一郎代理ス。

十二月廿八日 餅搗き

朝午前三時ヨリ 焼団子

搗キ終リテ 手入餅、豆腐汁、飯

突出シ ゴボウ、こんにゃく、したしい

夕食午后式時 豆腐汁、茶碗蒸、海老大根(食流シ)

突出シ 朝ト同じ、酒アリ

十二月三十一日 松立

朝太鼓布令ズ、朝細繩三輪

昭和十六年

元日朝

供へ迄ニ手伝ニ御酒(神前ノモノ)、肴、牛蒡、糸胡瓜、煮豆

一月四日 仕事始め

布令ズ、藁ニ抱ト美濃紙二枚、手鋏

勦繩連リ 長サ五丈二三尺、房半間ノ長サ五筋宛、拎抱宛十組

夜 飯、豆腐汁(昆布出シ)

突出シ 牛蒡、煮豆、こんにゃく、数ノ子、したし

一月五日 弓打チ

行ヲナンシ氏神様ニ参拜、西デ三声東デ二声布令ル、密柑、柿五串、

洗米、御酒

賄社守 茶碗蒸シ、湯豆腐、汁ナシ、他ニ突出シ

一月六日 六日年越し

焼餅、砂糖味噌、漬物、三盆白

一月八日 八日講

太鼓打初メ布令ズ、床ノ間ニ燈明及御飯ヲ献ス、羽織ニ袴ヲ着ケ早

朝参拜

禰宜ノ賄ヒ 平(油揚、芋、干瓢)、坪(田芋、人參、牛蒡、丁字麩)、猪口

(百合根)、皿物(大ノ昆布卷二本)、小皿(煮豆一皿ト牛蒡一皿)、豆

腐汁、茶菓子(写紙七枚宛)、焼豆腐、三角二ツトウイロ四角一ツ

突出シ 焼豆腐、牛蒡、白豆腐、こんにゃく

一月十七日 十七講

布令ズ大鼓、袴ヲ着ケ早朝參拜、拜殿ニ掛図燈明御飯及鈴ヲ用意

賄禰宜持チ 平、坪、猪口(百合根こんにゃく)、皿(昆布卷)、小

皿(煮豆)、(牛蒡)、(焼豆腐トウイロ)、四角

突出シ こんにゃく、焼豆腐ト田芋、煮豆、牛蒡、猪口合へ

二月廿四日 祈年祭

前精進ヲ布令ル 朝太鼓

早朝御供 魚本日ハ七枚宛 午前六時弓納メ(禰宜ノ分)

夜ハ豆腐汁

突出シ 鱈芋、竹己焼豆腐、「ボテ」ト豆、こんにゃく

三月十九日 彼岸柴仕

夜ハ豆腐汁

突出シ 田作 牛蒡 シタシ

四月十七日 本祭

前精進ヲ布令ル 朝太鼓 御供ノ時ニ神樂 後湯ヲ上ゲル

夜突出シ 具ノ身、焼豆腐ト鱈、竹己ト田芋、ノタ、諸子ト豆、寿司

五月一日 神入

禰宜、神主ハ前精進

禰宜ハ朝湯笹及榊ノ準備、神主ノ荷物ヲ送ル

茶ト茶菓子(羊羹)

賄 酒ハ二献、坪(田芋、蚕豆、麩ノ菓子)、平(ひりよーづ)、猪

口(竹ノ子、百合ノ木ノ芽ある)、汁(豆腐、油揚、ねじ乾)、焼

物(海老ノ菓子(生菓子)、三種(牛蒡、こんにゃく、連根)、酒

ノ肴(丁字麩、素面)、吸物椀(鯉ノ切目菓子)、硯蓋(ういろ二

切、卷寿司二切、夏密柑)、菓子椀(竹ノ子、椎茸、卷湯葉)

夜ハ是ノ他羊羹ノ茶菓子アリ

五月十一日 青芽祭

朝本御供 御供ト餅アリ

氏子総代の交更 清吉ヨリ馬治郎

夜ハ筍一メ目ト小鯖五本ニテ飯アリ、御酒一升

突出シ 「うどう味噌あそ」、「筍ト千切」

六月五日 五月節句

千卷ト御鏡餅ヲ供へ是ヲ配ル

千卷二本ト御鏡一重ヲ配ル

七月六日 植付休ミ及大被ヒ

神官ハ社守ガ頼ミニ行ク、巫ハ禰宜ガ行ク

禰宜が神及湯笹ヲ準備ス、筍ヲ禰宜ニ五本渡ス

神田ノ拔ヒハ、アゴ十枚、御酒三合、洗米 終ッテ神官、禰宜、

氏子総代、前氏子総代四人ヲ御酒デ賄フ アゴ二枚宛焼物ニスル

植付休ミ

御酒五升ト壱升、アゴ十枚、大根、筍、洗麦、菓子二百目、枇

杷、胡瓜 湯釜東ヨリ山神様、小釜、次総釜二個禰宜ガ準備ス

終ッテ神官、巫、禰宜ヲ賄フ

筍ト肴一皿、菓子椀、玉子、高野、サント豆

突出シ 馬鈴薯ト豆、瓜モミ、焼豆腐、寿司、赤飯

七月十四日 祇園祭

朝社守及祢宜ト八坂神社へ参り供へタル御酒(三合)ヲ戴ク肴ハ瓜

揉ミ

七月十七日 夏祈禱

掛軸ヲ拜殿へ掛ケ(十六禪人)般若経百卷ヲ準備シ燈明及水玉ヲ供

へル

本社及春日神社へモ軸ヲ掛ケル

祈禱札ヲ上、馬頭観音、宮ノ坂、西入口へ立テル 一般ハ社殿ニ御

酒ト一緒ニ置キ参詣人ガ戴ク、配ルコトナシ

賄 法院、禰宜、歩人三人 カバ焼三串宛、菓子椀、高野、玉子、

巻湯葉

御酒一升及謝礼ハ総持チ

突出シ 薯、油揚、サント豆、胡瓜揉ミ、蚕豆

湯ノ麦三升代七拾五銭集メル、一升ニ付二十五銭宛

十月十二日夜 宮移シ

酒、御飯、豆腐汁、切目壱皿(和泉屋)

突出シ 長根芋煮メ、田芋トインゲンマメ

神官ニハ肴二皿

十一月廿四日 秋祭(新嘗祭)

前精進布令ル、禰宜神ヲ準備スル

当日朝五時頃太鼓ヲ打ツ

鯛五枚、干物五枚(イワシ)、豆、カヤ、小芋

新米ノ御供

夜ハ豆腐汁

突出シ タタキ牛蒡、焼豆腐ト田芋、数ノ子、イサダと豆、シタ

シ、海老大根、こんにゃく

十二月廿日 薪仕

前日羽織ヲ着テ頼ミニ行ク、朝太鼓ヲ打ツ

甘酒二升、漬物トシヨガ 甘酒ノ冷ヤヲ床ノ間ニ進ゼル

昼飯 海老大根(絵皿)、こんにゃく(小皿)、豆腐汁(豆腐大根)、

鱈丸千三尾宛

突出シ こんにゃく、数子、芋焼豆腐、シタシ、いさだ豆

十二月十九日 帳メ

昼 豆腐汁、海老大根、竹輪こんにゃく

突出シ 数ノ子、竹輪ト焼豆腐、したし、芋と焼豆腐、もろこ

昼ハ突出シ茶菓子アリ

夜 鱈(鯉ノ洗)、たこ、するめいか酢、汁、するめいかト筍、も

ろこ三尾、茶菓子、雑菓子、(焼魚、海老天ぶら、密柑)、吸物、耆対(一円五十銭入)、突出シ昼と同じ。

十二月廿五日 松切り、大祓ヒ

本日ハ特ニ宣戦布告奉告祭アリ

朝ハ甘酒、漬物、しょが

夜ハ豆腐汁、来賓両区長

突出シ 芋煮キ、数ノ子、したし、こんにゃく、イモト焼豆腐

十二月廿八日 餅搗キ

朝午前三時二十分ヨリ搗キ始メ、焼団子

搗キ終リテ 手入餅、飯、汁ナシ

突出シ丈ケ、大根煮、したし

夕食午后老時 豆腐汁、茶碗蒸(手製百合、山イモ、豆腐、塩タラ)

突出シ ボテ、大根煮、したし、こんにゃく、牛蒡、酒アリ

昭和十七年

元旦朝

供へ迄ニ手伝ニ御酒、肴、牛蒡、煮豆、茶菓子ナシ

御供 するめ五枚、鰯丸五ツ、大根一本、禰宜は九尺こもヲ出ス

床ノ間へ燈明

一月十一日 初祈祷

掛図、大般若経、御酒、洗米、五木サン、版木

賄 茶碗蒸(スケト丸)、ボテ小皿、汁ナシ

突出シ 海老大根、漬物

二月初寅ノ日 井祭

午前六時頃井神祭へ御幣ヲ差シ八足台へ燈明及御酒(三合)ヲ供へ

ル 禰宜ハ袴ヲ着ケ参拜

后社守禰宜が御酒ヲ戴ク 肴蕪ノ酢合へ、宝蓮草ノシタシ

二月廿四日 祈年祭

午前五時太鼓、御供、鯛七枚、イナ七匹、弓納メ

夜ハ豆腐汁、出シ肴、海老大根、昆布細煮、したし、すけとト芋

三月十三日 山王祭

午前五時半山王様へ燈明及御酒供へル。禰宜ハ袴ヲ着ケ参拜肴水葉

ノシタシ

三月廿二日 彼岸柴仕

夜ハ豆腐汁五丁

突出シ 馬鈴薯、田芋とスケト、シタシ

柴ハ作業場用材ノオレ 宮ノ藤

四月十六日 本祭

櫛及湯笹ノ準備

井祭り 禰宜ハ湯ノ準備、太鼓、神主ハ燈明、御洗米、御酒、帰ッ

テ宵宮神楽

夕飯 シタシ膳ニ付ケル、団子、シジミ、こんにゃく、筍

十七日夜 突出シ シジミ、こんにゃく、小あじ、すけと煮、焼豆

腐、寿司

五月一日 神入

献立

一、平 ひょうづ

一、坪 筍、牛蒡、イモ、人参

一、猪口 江戸豆

一、向付 奈良漬

一、汁 豆腐、あげ三葉

一、焼物 徳利益ノ箱入り

一、基引 海老菓子

一、小皿 寒天、葛素面

一、三種 牛蒡、こんにゃく、蓮根

一、茶碗蒸

一、吸物白玉うど

一、小皿 ふき焼豆腐

一、小皿 筍、海苔牛蒡

一、硯蓋 夏密柑、巻寿司ニツ、天夫羅ニツ

夜ハ茶菓子、箱入三ツ菓子(宮世話方)

五月十一日

夜ハ筍及肴、酒一升

突出シ 筍、千切芋、こんにゃく、ふき

七月五日 植付休ミ

神田ノ祓ヒ 御酒、洗米、塩漬

終ッテ神官、巫、前現氏子総代二名、禰宜五名

焼鯖ト筍、菓子椀

突出シ ジャガ芋ト筍、鮎ノ飴煮、瓜モミ、昆布卷、寿司、豆ノ赤飯

社守ハ燈明シ衣装、夜ハ燈明

禰宜ハ前夜ニ湯ヲ辻布令ル、今年ハ忘レタリ

七月十七日 夏祈祷

午前八時ヨリ本社及春日社へ軸ヲ掛ケ拜殿へ十六禪人ノ軸ヲ掛ケ燈明、水玉、御酒ヲ供ヘル

午前十時賄 歩人へ青山太三郎

鯉トふき、菓子椀(玉子、山芋、巻湯葉)

突出シ 瓜モミ、馬鈴薯、茄子、鯉、昆布トふき、奈良漬

麦代合計參拾四円五拾五錢、壹升ニ付廿五錢、

法印様ヨリはがき二十枚戴ク

八月一日 虫干

昼ハ素面ナキタメ、米二升、かばやき二十串

突出シ 茄子の油煮、瓜モミ、昆布巻、みよが酢あゑ

夜ハ飯二升、酒一升、かばやき三十串

突出シ 昼ノ他ニじやがいもと焼豆腐、油揚ト茄子

十二月一日 薪仕

朝 甘酒、漬物、フルセ

昼 大根ニ鰯(切目皿)、こんにやく牛蒡(小皿)、汁 豆腐大根、

焼物、鰯丸干二尾

突出シ 芋ト太刀魚、山芋ト焼豆腐、昆布巻、タタキ牛蒡、キ

ンピラ、シタシ

夜 小豆餅、糯米一斗、大豆二升、砂糖二斤、豆腐汁蒲生ウリ、シ

タン、焼物はかき三枚

突出シ 昼ト同じ

土産 小豆餅七ワ、御鏡一重宛、三蒸シ土産、一蒸シ食ヒ料

十二月九日 山割

午前中山割リ、午後ユルリ修繕

夜ハ油揚ゲ御飯、和泉屋ヨリ一品、油十五枚

突出シ タタキ牛蒡、キンピラ、糸胡瓜

十二月十九日 帳メ

昼 豆腐汁大根、大根ト鱈、焼物(生鰯二尾)

突出シ 豆トシジミ、焼豆腐、サヨリ、細煮、こんにやく、し

たし

夜 鱈(鮒子付)、茶碗蒸、切目(鮒やきト筍)、一ツ引(鮒ノ焼)、

硯蓋(密柑、頭付やき、寿司)、膳料壹封(貳円宛)

十二月廿八日 餅搗

朝四時半搗ヲ始ム

糯米四斗四升、内半白ニ粟及小豆ヲ搗キマゼル、手入餅貳升

昼飯 餅及飯、豆腐汁、シタン

突出シ たたき牛蒡、きんぴら、魚ト豆、シジミ

午後七時半 飯酒ヲ出ス、茶碗蒸シ、汁ナシ

昭和十八年

二月十日 井祭

午前六時執行ス。肴 牛蒡キンピラ、宝蓮草シタン

二月廿四日 祈年祭

夜 豆腐汁

突出シ 芋ト鱈、焼豆腐、牛蒡煮、昆布細煮、こんにやく、宝

蓮草したし

三月廿日 彼岸柴仕

夜ハ豆腐汁七丁、昆布一把

突出シ 蕪芥子アへ、牛蒡キンピラ、焼豆腐

四月十七日 晴天 本祭

十六日神明祭 湯、御酒、洗米、燈明

宵宮神楽 夕方拝殿ニテ社守、禰宜、市

十七日午前五時御供、神楽、后拝礼、撤饌

午前十時 湯、二釜、御酒、洗米、社守、禰宜、市ノ三人

午後一時 本祭執行

神官、御河辺神官代、川島二人

突出シ 鱈ト芋、こんにやく、焼豆腐、昆布巻、山芋ト生肴切

目、牛蒡、天ぷら

〔資料三〕 昭和五拾四年度帳ノ精算帳

拾貳月拾九日

昭和五拾四年度帳ノ精算帳

社守 川副義太郎

収入之部

一、金七万参阡六百円 御供米壹石八斗四升分

一、金壹万八阡八百円 畑初穂料

一、金貳拾万五阡円 枯木代

一、金八拾壹万壹阡円 杉代

合計金壹百壹万五阡円也

支出之部

現神主拂

金参万九阡五百円也 御供米九斗八升七合五勺

金七百貳拾円也 立替米一升五合(一・二掛)秋祭

計四万貳百貳拾円也

別紙立替分 金九千四百参円也

合計金四万九千六百貳拾参円也

現神主拂

秋祭

金八百円也

金壹千七百貳拾八円也

金四百五拾円也

金壹千八百五拾五円也

金壹千四百參拾五円也

計六千貳百六拾八円也

山割

肴代

リンゴ十三個

豆フ三丁

スルメ拾枚

神酒一升

魚代

油揚代

トーフ三丁

帳ノ

金壹千四百參拾五円也

金五百円也

金壹千貳百円也

計參千百參拾五円也

合計金九千四百參円也

前神主拂

大祓 一升五合

仕事始 一升五合

祈年祭 一升五合

彼岸柴 一升五合

大祭 一升五合

虫干 一升

彼岸柴 一升

計九升五合(一升四百円)

金四千六百六拾円也

別紙立替分

金四万壹千拾六円也

合計金四万五千六百七拾六円也

前現神主支払合計

金九万五千貳百九拾九円

御供米支拂明細表

一、參升參合貳勺 正月御供米

一、七升貳合 餅搗雜用

一、貳升貳合 法印雜用

一、八合 八日講雜用

一、貳升

春日雑用

一、貳斗

薪仕帳ノ雑用

一、八合

井祭雑用

合計貳斗五升八合

一、参斗七升五合

本祭御礼

金壹万参百貳拾円也

一、参升五合五勺

本祭御供米

御供米総計 九斗八升七合五勺

一、参升参合

青芽御供米

現神主支払金額 金参万九千五百円也

一、壹升貳合

ぎおん祭雑用

一、壹升六合

ふなご取雑用

前神主立替分

一、壹升六合

薪仕雑用

大抜

一、参升参合四勺

秋祭御供米

一、金四百五拾円也

豆フ三丁

一、貳升五合四勺

松切雑用

一、金壹千四百参拾五円也

清酒一升

一、参升

年内紙代

一、金貳千拾貳円也

リンゴ一三個

合計七斗貳升九合五勺

計四千五百九拾七円也

肴代

金貳万九仟壹百八拾円也

春日神社分

仕事始

一、九合四勺

正月御供

一、金壹千四百参拾五円也

清酒一升

一、九合四勺

本祭御供

一、金四百五拾円也

豆フ三丁

一、九合四勺

青芽御供

一、金貳千百九拾五円也

肴代

一、貳升四勺

春日祭御供

法度

一、九合四勺

秋祭御供

一、金七百拾八円也

清酒五合

八日講

一、金壹千四百參拾五円 清酒一升

初祈禱

一、金七百拾八円也 清酒五合

一、金壹万円也 法院ノ禮

計壹万七百拾八円也

祈年祭

一、金壹千四百參拾五円也 清酒一升

一、金四百五拾円也 豆フ三丁

一、金壹千九百五拾円也 リンゴ十三個

一、金八百六拾円也 肴代

計四千六百九拾五円也

春彼岸柴

一、金壹千四百參拾五円也 清酒一升

一、金四百五拾円也 豆フ三丁、肴代

計壹千八百八拾五円也

本祭

一、金壹千四百參拾五円也 清酒一升

一、金四百五拾円也 豆フ三丁

一、金壹千五百貳拾六円也 リンゴ十四個

一、金貳千六百円也 魚代

計七千拾壹円也

植付休

一、金五百八拾円也 トビ魚代

虫干

一、金壹千四百參拾五円也 清酒一升

一、金四百五拾円也 豆フ三丁

一、金四百五拾円也 ソーメン七把

一、金參百參拾円也 肴代

一、金六百八拾円也 防虫剤

計參千參百五拾円也

秋彼岸

一、金壹千四百三拾五円也 清酒一升

一、金四百五拾円也 豆フ三丁、肴代

合計金四万壹千拾六円也

初穂料

一、金壹仟四百円 参升五合 太三郎

一、金壹仟四百円 参升五合 元一郎

一、金壹仟四百円 参升五合 喜平

一、金巻阡四百円	参升五合	忠治郎	一、金巻阡円	二升五合	重夫
一、金巻阡四百円	八升五合(予約米五升)	外一	一、金巻阡円	二升五合	欽資
一、金巻阡貳百円	三升	源太郎	一、金巻阡貳百円	三升	清治
一、金巻阡四百円	三升五合	清次	一、金巻阡四百円	三升五合	重太郎
一、金巻阡四百円	三升	新吉	一、金巻阡八百円	四升五合	外二郎
一、金巻阡四百円	三升五合	利男	一、金巻阡四百円	三升五合	正夫
一、金巻阡四百円	三升五合	源兵衛	一、金巻阡四百円	三升五合	定治郎
一、金巻阡八百円	四升五合	喜一郎	一、金巻阡四百円	三升五合	吉次郎
一、金巻阡円	二升五合	林三郎	一、金巻阡四百円	三升五合	清治
一、金巻阡貳百円	三升	申二郎	一、金巻阡四百円	三升五合	市郎
一、金巻阡貳百円	三升	耕一	一、金巻阡円	二升五合	佐吉
一、金巻阡四百円	三升五合	正己	一、金巻阡貳百円	三升	孝
一、金巻阡四百円	三升五合	徳左衛門	一、金巻阡八百円	四升五合	栄一
一、金巻阡四百円	三升	善右衛門	一、金巻阡四百円	二升五合	義太郎
一、金巻阡六百円	四升	重治	一、金巻阡円	二升五合	順一郎
一、金巻阡四百円	三升五合	照治郎	一、金巻阡四百円	三升五合	常二郎
一、金巻阡六百円	四升	晃太郎	一、金巻阡四百円	三升五合	和三郎
一、金巻阡八百円	四升五合	太一郎	一、金五阡六百円	卷斗四升(神主米一斗)	
一、金巻阡四百円	三升五合	光夫	一、金巻阡六百円	四升	昇三



利平 壹割  
清司 貳割  
勝三郎 参割  
捨吉 壹割  
誠一郎 壹割  
計四拾七割  
金老万八阡八百円也



⑨ 4月16日、午後4時30分。拝殿で行なわれた宵宮神楽。いま市女が舞っているのは太々神楽の第一段、岩戸開きの舞である。



⑤ 4月16日、午後3時。神明祭の準備。この時神主はまだ黒い衣裳のままである。手前の釜は、湯立神楽に使用する。



⑩ 4月16日、午後4時40分。神主は宵宮祭のあと白装束で境内の末社、常夜燈に燈明をつけてまわる。脇では若連中が鉦、太鼓をたたいている。



⑥ 4月16日、午後4時。神明祭の湯立神楽。左は鯉江から来た市女。中央の白装束は神主。右で太鼓をたたいているのは禰宜。



⑪ 神主の家の天井につり下げられている初穂。神主のシンデン（神田）でとれたものを年5回の大祭に使うためこうして保存する。



⑦ 神明祭の湯立神楽。笹の葉を釜の中に入れて、湯をあたりに撒き五穀豊穡と安全を祈願する。



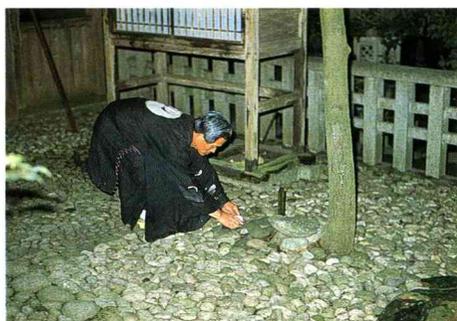
⑫ 4月16日、午後7時。神主の家で御供蒸しが始まる。御供米は1升5合ずつ3白、合計4升5合蒸す。ふだんとは別の釜を使う。



⑧ 4月16日、午後4時20分。宵宮祭の燈明を本社につけている神主。左手に持っているのが燈明枵。このあと春日社にも燈明をあげる。



⑰ 神主は神社につくと、本社、春日社を始め23の境内末社に小餅を供える。供えたあとは拝礼してただちに餅を下げ社務所におさめる。



⑱ 神主が境内末社のひとつ愛宕大明神に小餅を供えている。境内末社のいくつかはこのようにただ石で印をしているだけである。



⑲ 4月17日、午前3時。神主宅でゴクイレ開始。蒸しあがった米を釜から出して、神主、古神主、禰宜の3人が、タケミーを使って御供米をかためる。



⑳ 固め終わった御供米は少しずつ、飯台に入れていく。飯台は本社用と春日用の二つがあり、まず本社用の御供米から固め始める。



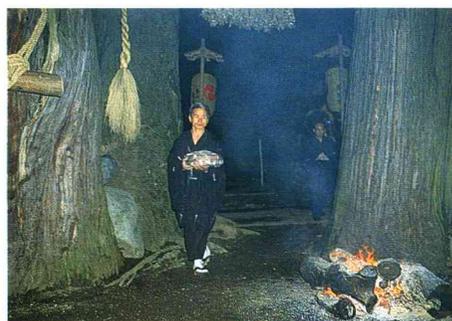
㉓ 4月17日、午前0時。神主の家に古神主、禰宜が集まって、蒸した御供を一度水洗いする。



㉔ 御供蒸しの水洗い。冷水に蒸した御供米をつけて、熱いうちに手で水洗いする。洗ったあともう一度釜にかけて蒸す。



㉕ 4月17日、午前0時55分。神主は小餅23重を供えるため神主宅で準備を始め、飯台に小餅を盛っている。



㉖ 4月17日、午前1時。小餅を奉納するため、神主は自宅を出て日吉神社に入る。そばで若連中が徹夜で焚火をしている。



⑭ 4月17日、午前4時50分。御供盛が始まる。7人の宮衆と神主の妻が分業して御供盛にあたる。神主、禰宜は本社と春日社の本殿で控えている。



⑮ 御供は神主の妻が御供米をよそい、年長が形をととのえる作業から始まる。神主の妻と年長は御供に息がかからぬように口に手拭をまく。



⑯ 年長のうしろの席の宮衆3人が、御供に稲藁を巻く。3人で少しずつ3回にわけて藁を巻く。できあがった御供は机の上にならべておく。



⑰ 他の宮衆3人は、スルメをまるめてココリで巻いておく。スルメも御供とともに供えられる。この3人は若い宮衆である。



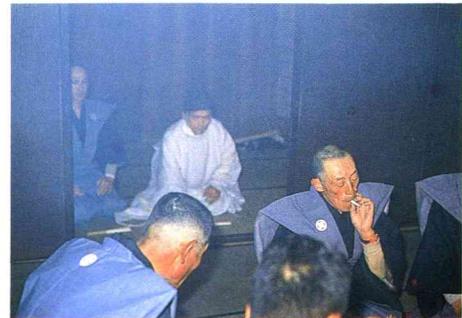
⑱ 固め終わった御供米は飯台に入れたあとビニールで蓋をし、さらにその上に藁をかける。運びやすいように二つの飯台に天秤棒を通す。



⑳ 4月17日、午前3時30分。御供づくりが終了したので、神主、禰宜、古神主は神主宅で早い朝食をとる。この時特別の料理はない。



㉑ 4月17日、午前4時30分。御供は禰宜がかついで神主宅を出発し、日吉神社の正面から入って御供所に運ばれる。



㉒ 4月17日、午前4時45分。社務所に宮衆全員がそろると、神主と禰宜が宮衆に挨拶して御供盛をお願いする。



③③ 御供を供えたあと、宮衆は神主を中心とする5人のグループと禰宜を中心とする5人のグループに分かれて各社を参拝する。これは神主のグループ。



②⑨ 御供は本社用に18膳、春日社用に5膳、計23膳つくられる。残った御供米はおにぎりのようにして台にのせる。宮衆の直会用である。



③④ 禰宜を中心とするグループの参拝。神主と禰宜はこの時、長い棒に御幣をつけたものを掲げて参拝する。他の宮衆は扇をやや広げて参拝する。



③⑩ できあがった御供はスルメ、葉大根とともに台の上にのせられて、宮衆の手渡しによって各社に供えられる。



③⑤ 神主のグループと禰宜のグループはそれぞれ別別に各社に参拝するが、最後には二つのグループが一緒になって本社を拝む。



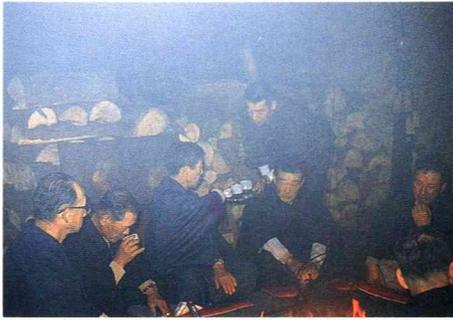
③⑪ 春日社に供えられる御供は、できあがるまで待機していた禰宜に渡される。御供が供えられれば禰宜は他の宮衆と行動を共にする。



③⑥ 4月17日、午前6時。市女が来て、拝殿で朝神楽が行なわれる。宮衆10人は拝殿に一定の順序に従って着座する。



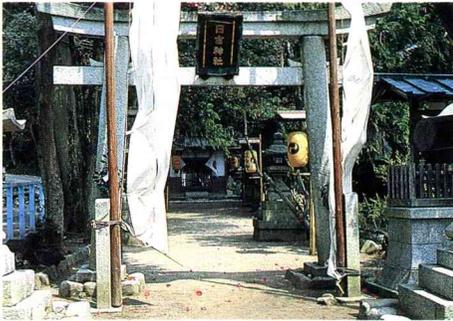
③② 弁財天に御供を供える宮衆。このように境内末社にもそれぞれの御供が供えられる。御供は本社、春日社と全く同じである。



④1 御供の奉納のあと、社務所のイロリのまわりでくつろぐ宮衆。この時の座順も厳しく定められている。新座は他の宮衆に茶を入れる。



④7 市女の朝神楽。太々神楽のうちここでも始めの三段の神楽、すなわち、岩戸開き、榊、御幣の舞が行なわれる。



④2 4月17日、午後1時。例大祭を前にした氏神日吉神社。入口には幟が立てられ、また若連中の手によって境内には提灯が用意されている。



④8 4月17日、午前6時30分。御供所で行なわれる宮衆の直会。御供を肴にして神酒をのむ。わずか10分で終る。



④3 春の例大祭の供物。このうち5つが本社用、3つが春日用である。神主と禰宜が神田でつくった初穂もこのとき供えられる。



④9 御供所での宮衆の直会。このときの座順はとくにきまっていないようである。後右に見えるのは正月の法度の弓行事に使う的。



④4 この日、村人からも果物、菓子、パン、即席ラーメン、酒などの供物が届けられる。これにひとつひとつ名をつけて供えるときも、新座はこれを控えにとる。



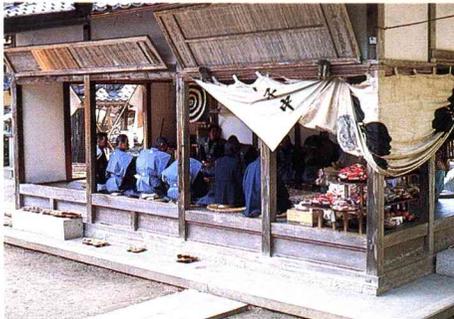
④0 御供の奉納がすべて終了すると、宮衆たちは社務所にもどり、神主と禰宜が宮衆に感謝の挨拶をする。



④9 湯立神楽が終わると、区長、区長代理、神主、禰宜、氏子総代、宮衆の順に玉串を奉奠する。いま神主が玉串をささげている。



④5 村人からの供物は拝殿の右側に供えられる。例大祭を前にした拝殿には湯立神楽に使う釜が見える。



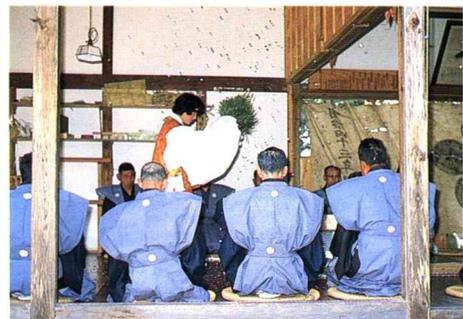
④0 例大祭が行なわれている拝殿。拝殿の左半分は御供所（ごくしょ）とよばれ、御供盛が行なわれる場所であるが、式典にはこも使う。



④6 4月17日、午後1時10分。神宮、市女、区長、区長代理と宮衆によって例大祭が始まる。この祭の全体は神宮によって運営される。



④1 例大祭に日吉神社にやってきた村人たち。女性の老人が圧倒的に多い。村人たちには宮衆が供物を配る。



④7 例大祭における拝殿での市女の湯立神楽。火を入れない釜が拝殿に用意され、湯のかわりに紙片をあたりに散らしながら神楽を舞う。



④2 例大祭が終わったあと、村人たちは本殿にまであがって日吉神社におまいりする。これで例大祭の行事はすべて終了する。



④8 市女は拝殿と本殿の間に用意された三つの釜の前でも湯立神楽を舞う。こちらの釜には火が入られている。3回同じ所作をくりかえす。